現場説明書（技術的事項）

工事名称　　旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

１　現場の状況

工事場所は、福山市駅家町大字新山に位置し、県道百谷新市線に接しています。

２　別途工事

ありません

３　留意事項

本工事は、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする福山市週休２日適用工事です。詳細については、別紙（公共建築工事における福山市週休２日適用工事の実施について）によるものとします。なお、週休２日達成時の工事費の補正はありませんが、達成状況に応じて、工事成績評定の評価を行うものとします。

【共通事項】

(1)　工事にあたっては、交通渋滞、騒音、粉塵、振動、汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮してください。

(2)　工事車両等の進入、退出、停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ってください。

(3)　資材の搬入、搬出時には、シート等でカバーするなど、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意してください。

(4)　道路等を汚損した場合は、速やかに清掃等の復旧を行い、工事期間中の進入、退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は、受注者で行ってください。

(5)　工事場所外においても、駐車違反、速度制限、積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期してください。

(6)　工事に係る留意事項は、協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底してください。

(7)　工事現場内の資機材の保管等については、受注者において十分な管理を行い、各工種・工程における廃材・ごみ等についても、受注者の責任において遅滞なく処理してください。

(8)　工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は、速やかに清掃を行ってください。

(9)　工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行ってください。また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行い、工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設、一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行い、必要に応じて可動フェンス（H=1.8ｍ）等により工事範囲の明示と安全の確保を行ってください。

(10)　実施工程表は、契約後１４日以内に提出し承諾を受けてください。また、施工関係書についても速やかに提出し、承諾を受けてください。

(11)　工事により存置建物や工作物に汚損等が生じた場合は、監督員に報告するとと

もに、受注者の責任で速やかに復旧してください。

(12)　はつり工事等周辺環境に影響を及ぼす作業については、十分な騒音・粉塵対策を講じてください。

(13)　特定建設資材は再資源化に努め、産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理してください。

(14)　工事施工に必要な官公署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ない、手続きを行った場合は、速やかに報告してください。

(15)　受注者は、地元企業、地場製品の活用に努めてください。

(16)　受注者は、各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めてください。

【特記事項】

(1)　解体作業中は散水を十分に行い、粉塵対策を講じてください。

(2)　重機による振動には十分注意し、移動の際は最徐行を行う等必要な対策を講じてください。

(3)　既設浄化槽は、既に機能廃止し、槽内清掃消毒の上砂が充填されています。槽撤去は本工事です。

(4)　既設エアコン５台のうち、業務エアコン２台の撤去は本工事です。冷媒ガスは抜き取り済です。家庭用エアコン３台は撤去済です。

（別紙）

公共建築工事における福山市週休２日適用工事の実施について

１　本工事は、契約締結後において受注者の希望により行う、週休２日適用工事である。
なお、本適用工事の取組を希望しない受注者は、５～１１に規定する義務を負わない。

２　本工事において「週休２日」とは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものをいう。

⑴　完全週休２日（土日）　対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を原則として土曜日及び日曜日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所等を行うものをいう。ただし、当該期間に、日数が７日に満たない週を含む場合においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことで、１週間に２日以上の現場閉所等を行っているとみなす。

⑵　月単位の週休２日　対象期間の全ての月ごとに現場閉所等の日数が、４週８休（現場閉所等の割合が28.5％（８日／28日）以上のものをいう。以下同じ。）以上であるものをいう。ただし、当該期間に、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所等では４週８休に満たない月又は日数が28日に満たない月を含む場合においては、当該月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことにより、４週８休以上であるものとみなす。

３　本適用工事に係る用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

⑴　現場閉所　巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

⑵　現場休息　分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

⑶　対象期間　工事着手日（準備期間（契約上の工事の始期から現場事務所などの設置、測量、本体工事又は仮設工事のいずれか最も早い日までの期間をいう。）を除く。）から工事の完成日（後片付け期間（契約図書に基づく工事目的物の施工が全て完了し、余剰資材等の撤去、現場の清掃等、工事の完成検査を受けるために必要な作業を行う期間をいう。）を除く。）までの期間をいう。ただし、次の期間は対象期間から除くものとする。

ア　年末年始６日間及び夏季休暇３日間

イ　工場製作のみが行われている期間

ウ　災害時の緊急対応その他受注者の責めによらず、休工又は現場作業を余儀なくされた期間

４　受注者は、工事着手までに監督員に対し、週休２日の実施の有無及び実施する週休２日の区分について申し出るとともに、実施する場合は、現場閉所（現場休息）計画表兼実績表（以下「計画表」という。）を提出するものとする。

なお、工事着手前に週休２日を実施しない旨を申し出た場合は、工事着手後の週休２日

を実施する旨の申出は受け付けないものとする。

5　受注者は、天候を理由として現場閉所等を行う場合のほか、次に掲げる場合は、監督員との協議により工事着手後であっても週休日を変更することができるものとする。

(1) 品質管理、安全管理等のため作業を継続して行う必要がある場合

(2) その他工程の都合上やむを得ない場合

6　受注者は、当該工事が週休２日適用工事である旨を、施設管理者の承諾を得て所定の様式により公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

7　受注者は、計画表に現場閉所等の状況を記入し、現場閉所等の状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等をいう。）とともに毎月７日（７日が閉庁日の場合は翌開庁日）まで及び工事完成後速やかに、工事打合せ簿により監督員に提出し、確認を受けるものとする。

8　発注者は、受注者の週休２日を理由とする工期延長の請求については、認めないものとする。

9　受注者は、週休２日を実施できなくなった場合は、速やかにその旨及び理由を工事打合せ簿により監督員に報告するものとする。

10　週休２日を達成したときは、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」において評価するものとする。

なお、週休２日を達成できなかった場合であっても、工事成績評定は減点しない。

11　受注者が計画表その他の提出資料に虚偽の記載等を行ったときは、指名除外措置の対象となる場合がある。

旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事　図面目録	
01	解体工事特記仕様書（１）
02	解体工事特記仕様書（２）
03	敷地案内図、配置図
04	解体計画図、解体完了配置図
05	参考図（１） 新築時図面　仕様書、仕上表
06	参考図（２）　附近見取り図、面積表、配置図、平面図
07	参考図（３）　立面図、基礎伏図、床伏図
08	参考図（４）　天井伏図、配筋図、屋根伏図、小屋伏図
09	参考図（５）　軸組図
10	参考図（６）　平面詳細図
11	参考図（７）　平面詳細図、詳細図
12	参考図（８）　断面詳細図
13	参考図（９）　断面詳細図
14	参考図（10）　展開図
15	参考図（11）　展開図、建具案内図、建具表
16	参考図（12）　建具表、排水平面図
17	参考図（13）　機械室詳細図、外構工事図
18	参考図（14）　電気設備工事図面
19	参考図（15）　電気設備、給排水衛生ガス設備工事図面
20	参考図（16）　給排水衛生ガス設備工事図面
21	参考図（17）　給排水衛生ガス設備工事図面
22	参考図（18）　給排水衛生ガス設備工事図面
23	参考図（19） 改修図面　給湯設備改修図面、給湯配管改修図面
24	参考図（20）　冷暖房設備工事図面、エアコン修理図面
25	参考図（21） 新築時図面　冷暖房設備改修図面
26	参考図（22） 改修図面　公共下水道接続工事図面

主務	課員	次長	課長補佐	営繕課長	建築部長

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
表紙、図面目録

尺度

２０２６ 年　１０ 月

福山市建設局建築部営繕課

縮尺率
A1=100%
A2= 71%
A3= 50%

図面No

解体工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事名称　旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事
2．工事場所　福山市駅家町大字新山４０番地３
3．敷地面積　743.21㎡
4．解体建物概要
　1）構造・規模　別図　解体建物概要表による。
　2）新築工事の着工日　別図　解体建物概要表による。
　3）耐火　・　耐火　・　準耐火　⊙　その他
　4）その他
5．工事範囲　敷地内にある建物解体及び浄化槽、屋外設備配管、外構他解体　一式
6．別途工事　・
※　本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説　令和５年版」（以下、「解体仕様書」という。）による。

電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

(1)　地元企業及び地場製品の活用
　本工事受注者は、地元企業、地場製品の積極的な活用に努める。

(2)　疑義に対する協議等
　設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合(記載されてない事項等)又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

2．特記仕様
(1)　章、項目は番号に○印のついたものを適用する。
(2)　特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
　⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　⊙ 印と (※) 印のついた場合は共に適用する。
(3)　項目欄に記載の（　）内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

章｜項｜特記事項

① 一般共通事項

① 適用基準等
※　廃棄物の処理及び清掃に関する法律　※　建設廃棄物処理指針
※　建設副産物適正処理推進要綱　※　建設工事公衆災害防止対策要綱
※　建築工事安全施工技術指針　※　労働安全衛生法
※　石綿障害予防規則
※　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
※　建築基準法　※　環境基本法　※　騒音規制法
※　大気汚染防止法　※　土壌汚染対策法　※　資源の有効な利用の促進に関する法律
・　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
・　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

② 監理(主任)技術者
受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。

③ 官公署手続き等（1.1.3）
工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続き等を遅延なく行う。また、これらの手続等を行うに当っては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告する。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。

④ 工事実績情報の登録（1.1.4）
受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。
※　登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。
ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。

請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内

なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要）
変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。（請負代金のみ変更の場合、登録不要）
※　登録後は、登録されたことを証明する資料を、速やかに監督員に提出する。

5 別契約の関連工事との調整等（1.1.7）
施工範囲　※　図示による。
関連工事との調整
※　別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。
※　別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。

⑥ 工事工程表（1.2.1）
検査期間としての１４日間を含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し監督員の承諾を受ける。
※　契約締結後１４日以内に実施工程表を提出する。

⑦ 施工計画書（1.2.2）
工事に先立って次の計画書・書面を提出する。
※　解体工事施工計画書　２部（１部返却）
　（総合仮設計画書、安全対策計画書、分別解体等計画書、建設副産物処理計画書）
　添付書類
　　廃棄物処理業者（収集、運搬、中間処理最終処分）の許可の写し
　　二者の委託契約書の写し
　　処分場の位置及び運搬ルート
※　再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書　各２部（１部返却）
※　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による対象建設工事に係る書面　各２部(法第１２条第１項、法第１３条及び省令第４条)

⑧ 工事の記録（1.2.3）
次のものを監督員に提出する。工事中及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」による。
⊙　工程写真
　工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を工事履行報告書に添付するものとする。
⊙　工事中写真
　全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督員が指示する箇所はＡ４版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とする。
　【提出部数】：１部
⊙　完成写真
　撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とする。
　（撮影箇所）　監督職員が指示する箇所
　（写真規格）　・　カラーサービス版　・　カラーキャビネ版　⊙　カラーＬ版程度
　（規格・提出部数）　・　Ａ４版クリアファイル　部　⊙　Ａ４版写真台紙１部　・　アルバム　部
⊙　その他の写真
　隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督員の指示により提出する。
・　保管
　工事写真のネガは工事完成後、受注者において２年間保管する。

⑨ 施工管理（1.3.1）
受注者は施工管理体制を確立し、工程、安全、建設廃棄物処理等の施工管理を行う。
※　施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。）
　技術者台帳　（施工体制台帳に添付）
　監理技術者・主任技術者（下請を含む）及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。
※　施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）

⑩ 電気保安技術者（1.3.3～1.3.4）
・　適用する　⊙　適用しない

⑪ 施工条件（1.3.5）
1）作業時間は、原則午前８時から午後５時までとし、通学時間帯を考慮する。
2）日曜日及び祝日に作業を行わない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

⑫ 施工中の安全確保（1.3.6～1.3.8）
1）労働安全衛生法第３０条第２項の規定に基づく指名　・　有り　⊙　無し
2）受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して工事を施工する。
　なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理する。
3）工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努める。
※　低騒音型・低振動型建設機械を使用する。（近隣住民の生活環境の保全の必要性がある場合）
4）歩行者等の通行に支障を生じないよう交通誘導員を配置し、適切な処置を講じる。
※　本工事は、交通誘導員として　***　人を見込んでいる。
　なお、交通誘導員の配置については、実施伝票（原本）および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。
5）ダンプトラック等による過積載の防止を図る。
6）作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努める。
　①　つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場合は、労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を修了したものとする。
　②　木造建築物の解体作業を行う場合は、平成３年１月２１日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年５月９日付け基発第 485号「木造建築物の解体工事の作業指揮者にに対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。

⑬ 近隣との折衝（1.3.6）
地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に書面で報告する。

⑭ 発生材の処理（1.3.10）（4.1.3～4.5.1）
・　引渡しを要するもの　（　　）
⊙　現場において再利用を図るもの　（　建設発生土　）
⊙　次の建設廃棄物は、前記によるものを除き再資源化する。
　(1)　建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土
　　（　・　建設発生土　⊙　コンクリート塊　⊙　アスファルトコンクリート塊　⊙　建設発生木材　）
　(2)　金属類　(3)　小型二次電池
⊙　その他建設廃棄物の再資源化　※　無し
　・　有り（　・　蛍光ランプ、ＨＤランプ　・　硬質塩化ビニル管　）
・　指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　・　無し　・　有り
・　産業廃棄物広域認定制度の適用　※　無し　・　有り（　　）
⊙　処理に注意を要する建設廃棄物　※　無し
　⊙　有り（　⊙　CCA処理木材　・　ひ素、ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　）
(※)　建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）　（財）日本建設情報総合センター
　本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。
　また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬出（搬入）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難い場合は、監督員と協議する。

	施工計画時	工事完了時
搬出	再生資源促進利用計画書	再生資源促進利用実施書
搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書

1）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従って適正な施設）のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の費用の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
2）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入す建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理する。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。

⑮ 施工計画調査（1.5.1）
工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。

16 施工数量調査（1.5.2）
施工に先立ち、次の施工数量調査を行う。
※　調査範囲　（　　）
※　調査方法　（　　）

17 施工の検査（1.6.4）
監督員による随時の検査を行う。
※　検査に必要な資機材、労務等を提供する。

⑱ 工事履行報告書
毎月７日までに、前月末までの履行状況を、実施工程表及び現場状況写真を添付して提出する。

⑲ 埋設物等の報告
工事の施工に当たり、設計図書に記載されていない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。

20 地下埋設物調査
・　行わない
・　行う
　図示する範囲内において、整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き、幅１ｍ、深さ 1.5ｍで、３ｍ間隔で掘削調査を行う。

21 家電リサイクル法対象機器の処分
特定家庭用機器再商品化法（平成10年６月５日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行う。また、工事完了後に管理票の写しを提出する。

㉒ 完成時の提出書類
⊙　産業廃棄物処分の実績報告書　１部
(※)　マニフェスト　（Ｄ・Ｅ票）の写し及び集計表を添付する。
⊙　写真　１部　（Ａ４判印刷、若しくはＡ４判写真帳）
(※)　原版の提出　⊙　しない　・　する　（　・　全て　・　指定する工程のみ　）
　（電子データ形式等は、監督員の指示による。）

23 試掘
地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。
※　試掘時期　・　完成検査時　・（　　）
※　試掘方法　・　機械掘削　・　人力掘削
　なお、試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で１箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。

㉔ 自社施工を求める対象工種
受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等により、次の工種を全て施工する。
⊙　解体工（仮設工事、杭引抜工事、アスベスト除去工事及び産業廃棄物の収集運搬処分等付帯工事並びに敷地整地工事は除く。）

㉕ 情報共有システム
本工事は、インターネットを利用して、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者が行い、利用料を支払うものとする。
運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領(建築工事)及び「情報共有システム利用手引(建築工事)」によるものとする。
・　発注者指定型
　共通仮設費として情報共有システムの利用料を見込んでいる。
　受注者は、本システムを利用できない特別の事由ある場合は、工事着手までに当該事由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。
⊙　受注者希望型（契約時の請負金額が５００万円以上のものに限る。）
　工事費には情報共有システムの利用料を見込んでいない。
　本システムの利用を希望する受注者は、工事着手までに工事打合せ簿により、監督員にその旨を申し出て、本システムを利用するものとする。
　その場合の請負金額の変更については、情報共有システムの利用料を共通仮設費に見込むものとし、本システムの利用を確認した後に変更契約を行うものとする。

② 仮設工事

① 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設）（2.2.1～2.2.2）
⊙　解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（　・　Ｈ＝　ｍ　⊙　図示　）を設置する。
⊙　解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。
　（　・　防音パネル　⊙　防音シート　・　メッシュ金網、養生シート　）
⊙　防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等
　（　⊙　建物全周囲に建物高さ以上程度　・　）
※　枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年４月24日基発第 0424001号）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の２の(２)又は(３)の方式により行う。
　また、前記の足場の設置や点検等については、労働安全衛生規則を遵守して実施する。
⊙　騒音・振動計を設置する。（設置箇所は図示による）

② 監督員事務所（2.3.1）
・　設ける　（　㎡程度）　⊙　設けない
・　備品等　（　　）

③ 受注者事務所等
⊙　敷地内へ建てることができる　・

④ 工事用水
構内既存の施設　・　有償で利用できる（副メーター設置等）
　・　無償で利用できる
　⊙　利用できない

⑤ 工事用電力
構内既存の施設　・　有償で利用できる　・　無償で利用できる　⊙　利用できない

③ 解体工事

① 事前措置（3.2.1）
1）給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び桝、配管等の撤去は本工事に含む。
　①　配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議する。
　②　水道、ガス、下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また、記録を残し監督員に提出する。
　③　配管等の切断位置や、切り回し必要箇所等は図示による。
2）落下するおそれのある付属物は撤去する。
3）解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。
4）電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。
5）衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。
6）浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議する。

② 解体順序（3.3.1）
⊙　解体仕様書による　・　図示による

③ 杭、基礎等（3.9.1～3.9.2）
1）基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し、砂利地業・割り石まで行なう。
2）杭の解体　・　残置させる　・　解体する　（　・　引き抜き工法　・　破砕方法　・　）
　①　杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督員に提出する。
　②　残置杭の中、杭の破砕跡は、現場発生の良質土で埋め戻す。
　③　残置する杭頭は、キャップ等で被いコンクリートを打設する。

④ 構内舗装等（3.11.1）
1）アスファルトコンクリート及びコンクリート等の解体は本工事とし、分別解体する。
2）樹木等の伐採伐根及び移植　※　有り（図示による）　・　無し

⑤ 地下埋設物（3.12.1）
撤去する地下埋設物
⊙　浄化槽　⊙　排水桝　⊙　ハンドホール　・　オイルタンク　・　埋設廃棄物　・（　）
(※)　前記以外で設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応策を協議する。

⑥ 埋設配管（3.12.1）
⊙　撤去　・　存置
(※)　設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応策を協議する。

⑦ 整地・埋戻し盛土（3.13.1）
1）解体撤去後の跡地は整地（整地厚10cm程度）する。（なお盛土する場合は図示による。）
　・　持ち込み土（山砂の類）　⊙　現場発生の良質土　・　他現場の現場発生良質土
　・　再生コンクリート砂　・　リサイクルプラントが販売する処理土
2）土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置する。

⑧ 解体後の囲障
・　設置する　⊙　設置しない　・　工事中の仮囲いを存置
※　囲障を設置する場合の仕様等
　種別　・　木杭＋ロープ　・　木杭＋番線張り　・　（　）
　高さ　・　図示　・　Ｈ＝　ｍ
　設置範囲　・　図示　・　敷地境界全域

⑨ 建設発生土
・　場外指示の場所に処分　・　場外搬出適切処置　・　場外指示の場所に敷き均し
・　場内指示の場所に堆積
・　当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。
　搬出場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の公の関与する埋立地
※　当該工事により発生する建設発生土は、「広島県ＨＰの建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時たい積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。
　なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前記の仕様に拠り難い場合は、監督員と協議するものとする。

4 特別管理産業廃棄物・特殊な建設副産物の処理

1 施工計画調査（5.1.2）（7.1.3）
1）特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次による。これらについて、設計図書及び目視により、施工調査を実施し調査結果を調書に取りまとめ、監督員に提出する。
　・　特別管理産業廃棄物　・　廃石綿等　・　ＰＣＢを含む機器類　・　ＰＣＢ含有シーリング材　・　廃油
　　・　廃酸、廃アルカリ
　・　特殊な建設副産物　・　フロン、ハロン等の特定物質　・　放射性物質　・　六ふっ化硫黄（SF6）
　　・　特定化学物質等
2）発注者による調査（発注者調査）で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり、適切に処理する。また、次の項目については施工調査結果と共に調査結果（調書）に反映させる。
　・　特別管理産業廃棄物　①　廃石綿等
　　※　無し
　　・　有り　（　　）
　②　ＰＣＢを含む機器類
　　※　無し
　　・　有り　（　　）
　③　ＰＣＢ含有シーリング
　　※　無し
　　・　有り　（　　）
　④　廃油
　　※　無し
　　・　有り　（　　）
　⑤　廃酸、廃アルカリ
　　※　無し
　　・　有り　（　　）
　・　特殊な建設副産物　①　フロン等の特定物質
　　※　無し
　　・　有り　（　・　空気調和設備の冷媒　・　）
　②　放射性物質
　　※　無し
　　・　有り　（　　）
　③　六ふっ化硫黄(SF6)
　　※　無し
　　・　有り　（　　）
　④　特定化学物質等
　　※　無し
　　・　有り　（　　）

2 特別管理産業廃棄物の処分等（5.4.1）
処分等の必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分する。又、施工調査によって判明した箇所も、処分方法等を監督員と協議し、同様に処分する。

3 廃石綿等（5.4.1）
廃石綿等の処理は、解体仕様書６章「石綿含有建材の除去及び処理」による。

4 ＰＣＢ含有機器類（5.4.1）
事前調査対象機器は次による。
・　・

5 ＰＣＢ含有シーリング材（5.4.1）
ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。
・　分析調査箇所数　（　計　箇所　）分析調査箇所　※　図示
・　撤去範囲は、次のとおりとし、ＰＣＢ含有シーリング材はＰＣＢが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、調書を作成の上、合わせて監督員に引渡す。
　（　・　図示による　・　）

6 ダイオキシン類（5.4.1）
廃棄物焼却施設等の解体方法の指定
※　解体作業
　・　第１管理区域（レベル１）　・　第２管理区域（レベル２）　・　第３管理区域（レベル３）
　・　（　　）

※　廃棄物焼却炉からの排出物の処分

品目	最終処分場等の名称	所在地（距離）
・		
・		

7 特殊な建設副産物の回収及び処分（7.3.1）
回収及び処分の必要な特殊な建設副産物は、関係法令に従い適切に回収・処分する。また、施工調査によって判明した箇所も、処分方法等を監督員と協議し、同様に処分する。

⑤ 石綿含有建材の除去及び処理

① 事前調査（1.4.1）
目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について事前調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
　(1)　使用部位の確認
　(2)　種別、厚さ等の確認
　(3)　使用数量の確認
　(4)　施工範囲と工事管理区分の確認
⊙　石綿含有分析調査　（　※　不要　・　必要（内容は次による）　）
※　分析方法　JIS　A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析
※　分析必要部屋名等　（　※　図示　）　分析必要箇所　（　箇所）

2 石綿粉じん濃度測定（6.1.3）
石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督員に報告する。
※　測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。
測定点の取り方
　(1)　処理作業前
　　・　処理作業室内（　点）
　　・　施工区画周辺又は敷地境界（　点）
　(2)　処理作業中
　　・　処理作業室内（　点）
　　※　セキュリティーゾーン入口（　点）・・・空気の流れを確認
　　※　負圧・除じん装置の排出口（　点）・・・除じん装置の性能確認
　　・　施工区画周辺又は敷地境界（　点）
　(3)　処理作業後（離隔シート撤去前）
　　※　処理作業室内（　点）
　　・　施工区画周辺又は敷地境界（　点）

③ 除去工事共通事項（6.2.1～6.2.9）
1）専門工事業者
　石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。
2）作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者
　①　石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、管理させる。
　②　排出事業者は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。
3）除去作業者
　石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に以上がない者とする。
4）施工計画書
　施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承諾を受ける。
5）表示及び掲示
　①　関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中等の表示を行う。
　②　石綿の有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。
　③　「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。
6）保護具・保護衣
　①　作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくい保護衣又は作業衣を着用する。
　②　監督員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。
7）官公署その他への手続き
　①　労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届（労働基準監督署）
　②　「石綿則」第５条第１項の規定による作業届（労働基準監督署）
　③　大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出（都道府県知事）
　④　その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出
　　（特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等）
8）適用基準等
　※　「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」

（設計者等表示欄）

工事名称　旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事
図面名称　特記仕様書（１）
尺度
２０２６ 年　１０ 月
福山市建設局建築部営繕課
縮尺率　A1=100%　A2= 71%　A3= 50%
図面No　1／26

章　項　特記事項

⑤ 石綿含有建材の除去及び処理

4 石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1～6.3.4)

1）処理を行う石綿含有吹付け材の仕様及び部位

※　図面による　　・　次による

石綿含有吹付け材の仕様	使用部位
・	・
・	・
・	・
・	・

2）作業場の隔離、養生等

① 除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて負圧隔離養生を行う。

② 隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ。

③ 隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の３室で構成するセキュリティーゾーンを設置する。

④ 洗浄室にはエアシャワー設備を設ける。

⑤ 除去物の処理

※　密封処理（二重袋梱包）　　・　セメント固化

3）除去工法

※　図面による　　・　共通仕様書による

施工場所（　　　　　　　　　　　　）

4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等

① 除去した石綿含有吹き付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。
当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、次の処分先を見込んでいる。

処分場所（　　　　　　　　）　　運搬距離（　　　　　　　　）

受入条件（　※　平日受入　　・　　　　　　）

※　埋立処分（管理型最終処分場）　　・　中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、前記の指定によりがたい場合は、監督員と協議する。

② 石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するととともに、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。

5）確認及び後片付け

① 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

② 確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。

③ 養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。

④ 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。

⑤ 壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。

⑥ 養生を行っていない足場は、仮設材を清掃した後に解体搬出する。

⑦ 床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。

⑧ 養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、４、２）、⑤により処理等を行う。

⑨ 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。

5 石綿含有保温材等の除去 (6.4.1～6.4.4)

1）処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位

・　次による　　※ 図面による

石綿含有保温材等の仕様	使用部位
・	・
・	・
・	・
・	・

2）養生等

① 石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。

② 作業場の隔離　　（　・　行う　　※　行わない　）

石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落し・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行う。

3）作業場の隔離を行う場合は、４、２）を適用する。

除去工法

※　粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし　　・　石綿含有吹き付け材の除去による

除去物の処理　　（　※　密封処理（二重袋梱包）　　・　セメント固化　）

4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等

４、４）除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。

5）確認及び後片付け

① 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

② 確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。

③ 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

⑥ 石綿含有成形板等の除去 (6.5.1～6.5.4)

1）処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位

[✓ ・] 次による　　[✓ ※] 図面による

石綿含有成形板等の仕様	使用部位
[✓ ・] 化粧パルプセメント板	[✓ ・] 湯沸室　内部壁
[✓ ・] ケイ酸カルシウム板	[✓ ・] 外部　軒天井
・	・
・	・

2）養生等

石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う。

3）除去工法

① 原則、手ばらしで行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

② 除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。

③ 破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。

4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等

① 処分は原形のままとし、処分先は監督員の指示による。

・　石綿含有石こうボード

※　埋立処分（管理型最終処分場）

[✓ ・] 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等

[✓ ・] 埋立処分（安定型最終処分場）　　[✓ ・] 中間処理（溶融施設）

なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、前記の指定によりがたい場合は、監督員と協議する。

② 除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。

③ 石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輌の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。

5）確認及び後片付け

① 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

② 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。

章　項　特記事項

7 石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の除去

1）処理を行う石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の仕様及び部位

・　次による　　※　図面による

石綿含有仕上塗材の仕様	使用部位
・	・
・	・
・	・
・	・

2）養生等

電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。

3）除去工法　　（　施工場所　　※　図示　　・　　　　　　　　）

① 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。

② 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの発散を防止する。

③ 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。

4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等

６、４）除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。

処分先については、監督員の指示による。

・　埋立処分　（　・　安定型最終処分場　・　管理型最終処分場　）

・　中間処理　（　溶融施設又は無害化処理施設　）

なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議する。

5）確認及び後片付け

① 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

② 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。

章　項　特記事項

章　項　特記事項

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
特記仕様書（２）

尺度

２０２６ 年　１０ 月

福山市建設局建築部営繕課

縮尺率
A1=100%
A2= 71%
A3= 50%

図面No
2/26

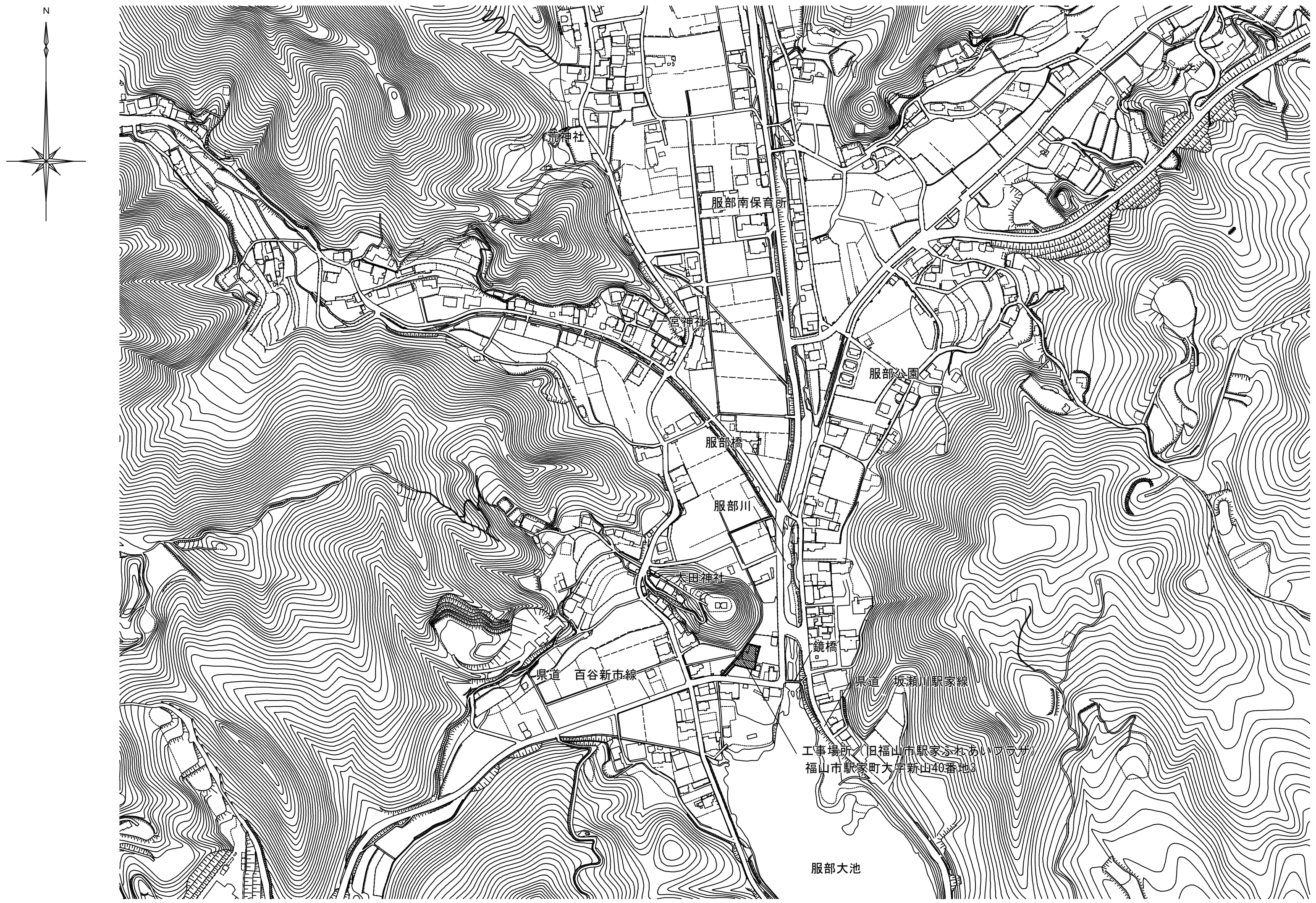

敷地案内図　S=1:2,000

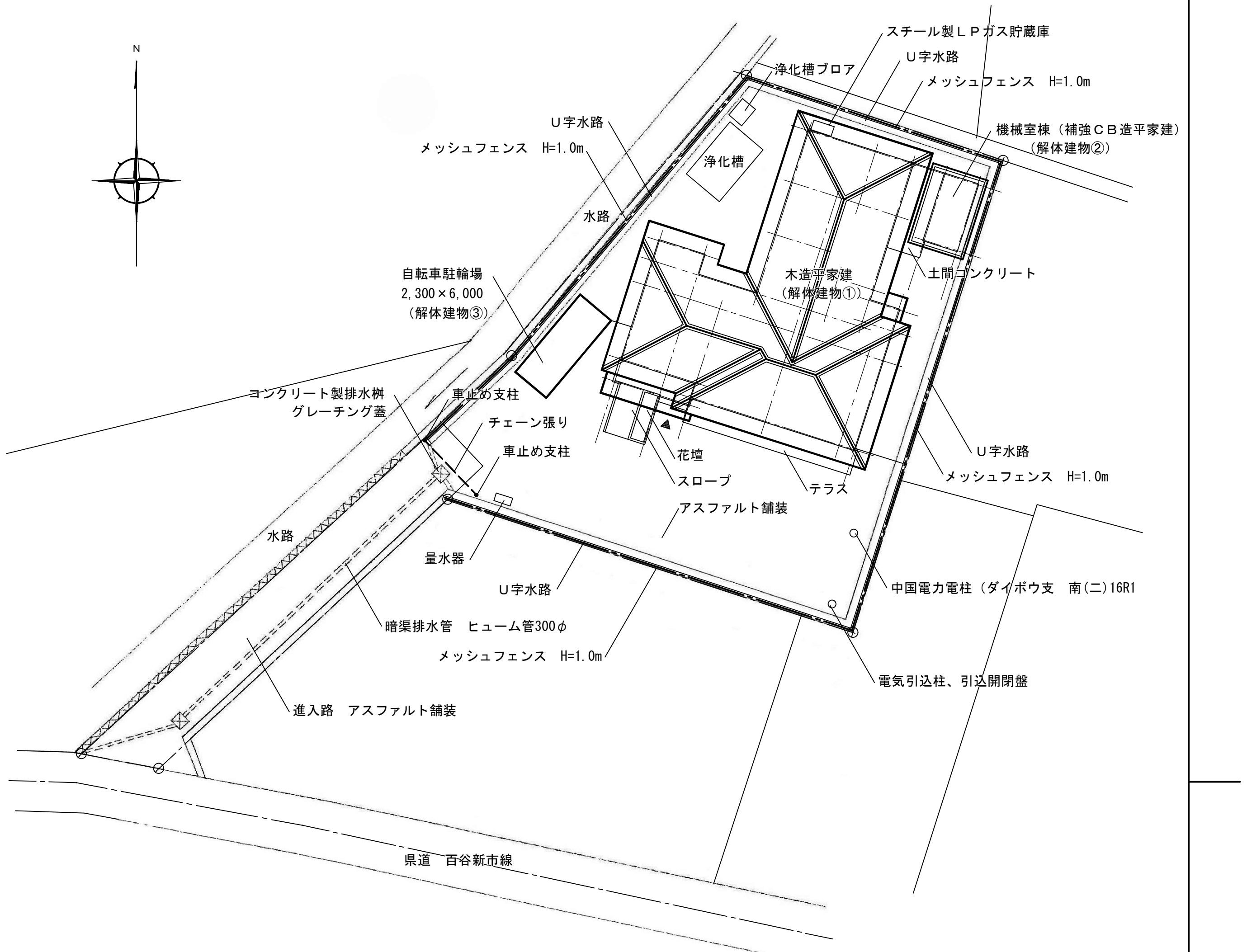

配　置　図　S=1:200

解体建物概要表

	解体建物①	解体建物②	解体建物③	その他
構造　規模	木造平家建	補強コンクリートブロック造	鉄骨造平家建	附属工作物他解体一式
	延べ面積　167.26㎡	平家建　　延べ面積　8.10㎡	延べ面積　13.80㎡	浄化槽
新築工事の着工日	1981年　10月	1981年　10月	1981年　10月	浄化槽ブロア
備考（仕上げ等）	カラー鉄板瓦棒葺	鉄筋コンクリート床板	折版葺	排水桝、排水管（建物周り）
	ラス下地モルタル刷毛引	防水モルタル仕上	鉄骨　合成樹脂調合ペイント塗	給水管（建物周り）
	リシン吹付仕上	モルタル刷毛引きリシン吹付仕上		植栽伐採、草刈り
	一部　二丁掛タイル張仕上			その他
				※存置するアスファルト舗装の下へ
				埋設された配管、桝類は存置する。

（設計者等表示欄）	工事名称			
	旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事			
	図面名称 敷地案内図、配置図	尺度		
	２０２６年　１０月		縮尺率	図面No
	福山市建設局建築部営繕課		A1=100% A2= 71% A3= 50%	3/26

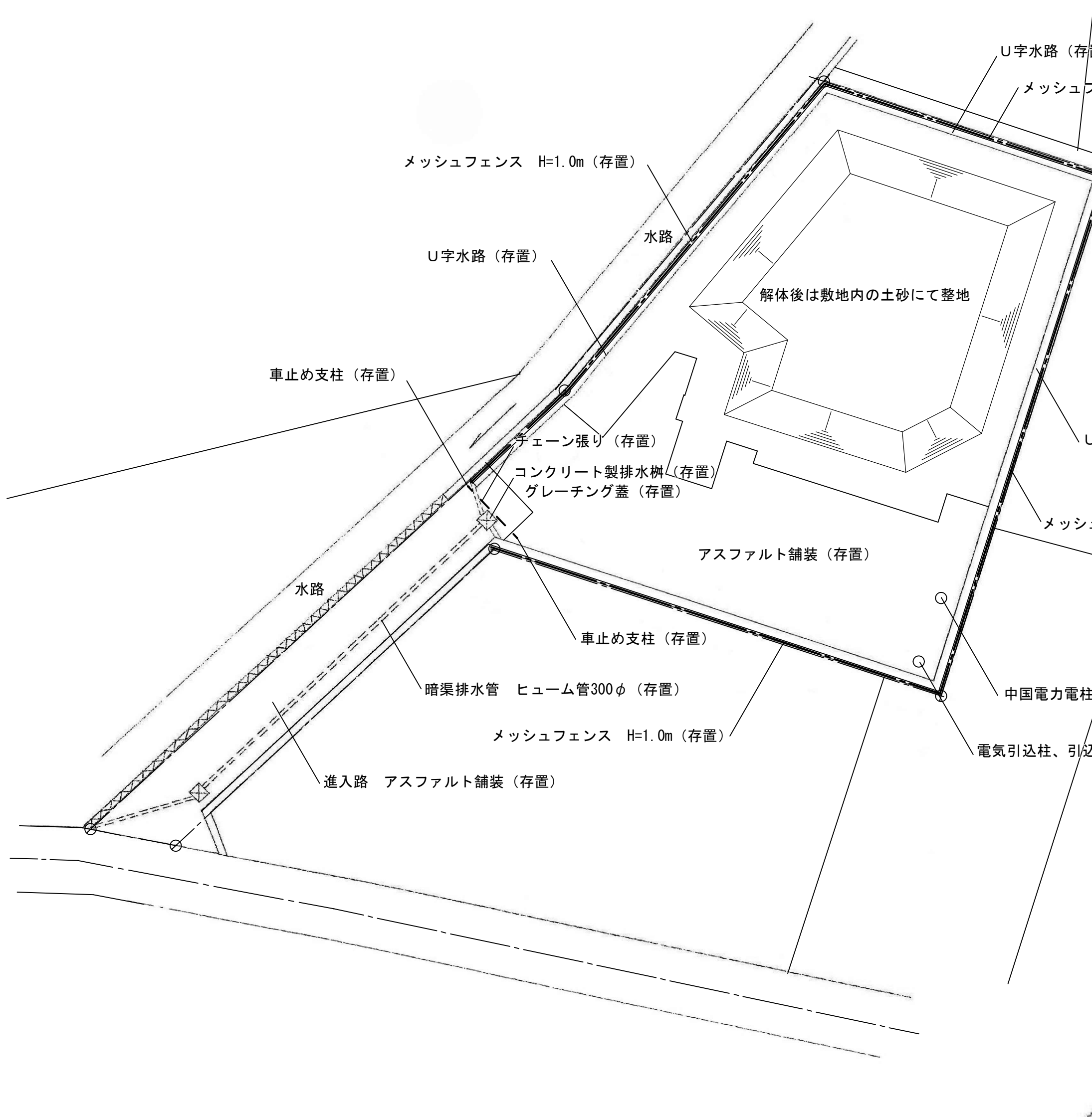
U字水路（存置）
メッシュフェンス H=1.0m（存置）
メッシュフェンス H=1.0m（存置）
水路
U字水路（存置）
解体後は敷地内の土砂にて整地
車止め支柱（存置）
チェーン張り（存置）
コンクリート製排水桝（存置）
グレーチング蓋（存置）
U字水路（存置）
メッシュフェンス H=1.0m（存置）
アスファルト舗装（存置）
水路
車止め支柱（存置）
暗渠排水管 ヒューム管300φ（存置）
中国電力電柱（ダイボウ支 南(二)16R1）（存置）
メッシュフェンス H=1.0m（存置）
電気引込柱、引込開閉盤（存置）
進入路 アスファルト舗装（存置）

解体完了配置図 S=1:200

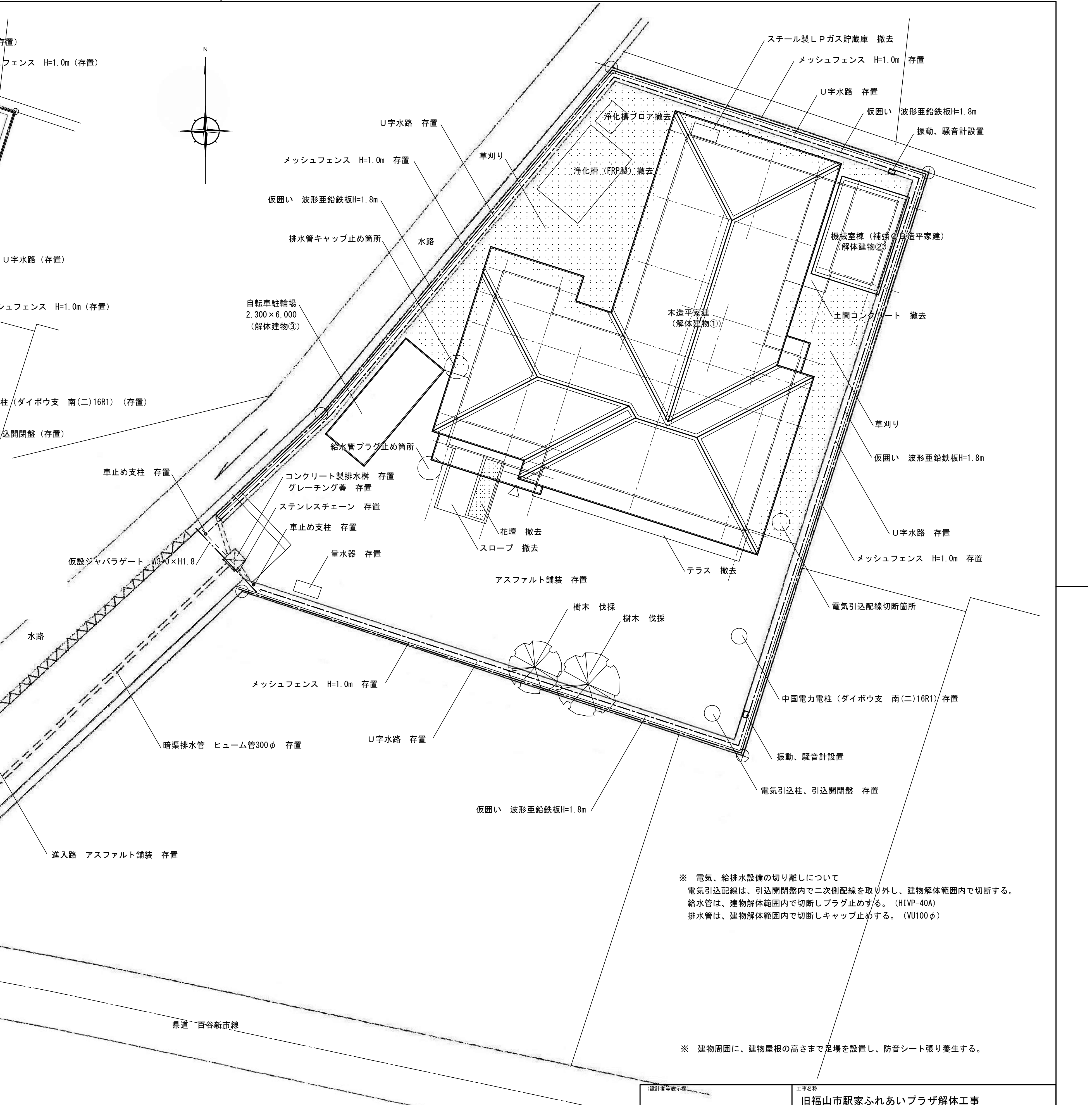

解体計画図 S=1:100

※ 電気、給排水設備の切り離しについて
電気引込配線は、引込開閉盤内で二次側配線を取り外し、建物解体範囲内で切断する。
給水管は、建物解体範囲内で切断しプラグ止めする。（HIVP-40A）
排水管は、建物解体範囲内で切断しキャップ止めする。（VU100φ）

※ 建物周囲に、建物屋根の高さまで足場を設置し、防音シート張り養生する。

（設計者等表示欄）	工事名称 旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事	
	図面名称 解体計画図、解体完了配置図	尺度 1:100、200
	2026年 10月	縮尺率 A1=100% A2= 71% A3= 50%
	福山市建設局建築部営繕課	図面No 4/26

工事概要

1.工事名称	福山市（仮称）駅家老人集会所　新築工事
2.工事場所	福山市駅家町大字新山　40～3
3.工事種別	新築
4.工事規模	集会室棟……木造平家建　167.2671 m²
	機械室棟……補強コンクリートブロック造平家建　8.100 m²
	敷地面積　652.125 m²　延面積　175.3671 m²
5.別途工事	電気設備、給排水設備、衛生設備、プロパンガス設備、カーテン工事、外構工事、浄化槽設備、循環ろ過設備、空調設備工事、植栽工事
6.仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて建設大臣官房官庁営繕部建築工事共通仕様書（昭和56年度版）による

特記仕様書

1.一般共通事項		
	1.疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は監督員と協議する（現場のおさまり、取合、等含む）
	2.官公署その他の手続	工事施工に必要な手続は請負人が遅滞なく行う（計画通知書を除く）
	3.現場代理人及び主任技術者	請負人は現場代理人並びに工事現場に於ける工事施工技術上の管理をつかさどる技術者を定め監督員の承認を受ける。但し主任技術者は2級建築士以上の資格を有するもの
	4.実施工程表	着工に先立ち実施工程表を作製し監督員の承認を受ける
	5.工事写真	工事中監督員の指示するケ所をサービス版にて1部提出する。完成時各室2面（サービス版カラー） 外景4面（キャビネ版カラー）各1部をアルバムとして提出する。
	6.下請人名簿	工事請負人は下請業者名簿を作製して監督員の承認を受ける。
	7.完成図	マイクロフィルム（35mm）アパチュアカードとして2部提出する。
2.仮設工事		
	1.請負業者事務所	
	2.工事用水及び電力	
3.土工事		
	1.埋め戻し	根切り土の中の良質土で埋戻し機器により締固める。
	2.残土処分	残土中良質土は構内に整地しその他は構外に搬出し処分する。
	3.盛土	建物内部を良質の真砂土にて50cm盛土地均し、建物周囲を良質の真砂土にて50cm盛土地均しをする
4.地業工事		
	1.割栗地業	A種（割栗石又は割玉石）とする
	2.捨コンクリート	B種とし4週圧縮強度150kg/cm²以上　スランプ15cmとする。
5.鉄筋コンクリート工事		
	1.鉄筋材質	異形鉄筋　SD24（φ13mm以下）を使用する。（全国伸鉄工業組合広島支部白ラベル使用）
	2.セメントの種類	普通ポルトランドセメント（JIS R 5210）を使用する
	3.コンクリートの種別	レディミックスコンクリートとし4週圧縮強度 210kg/cm²　スランプ15cm以上とする。（土間は180kg/cm² S=15cmとする）
6.コンクリートブロック工事		
	1.コンクリートブロック	コンクリートブロックの種別はA種とする。
7.擬石工事		
	1.テラゾーブロック	JIS A5411の規格品とする見本品提出のうえ監督員の承認を受ける。
8.タイル工事		

種類	寸法	施工ケ所	備考
磁器質モザイクタイル	25×25	浴室床、浴槽（立上り）	
〃	50×50	浴室洗い場、浴槽	
〃　ノンスリップタイル	152×75	テラス、ポーチ、スロープ	
〃　二丁掛平タイル	227×60	ポーチカベ、玄関巾木	役物タイル　花壇—レンガタイル
半磁器質カラータイル	100×100	浴室カベ、便所カベ、脱衣カベ（一部）	
磁器質床タイル	100×100	ポーチ、玄関床、スロープ	端部　ノンスリップタイル

9.木工事		
	1.木材の含水率	A種とする
	2.構造材・下地材の等級	一等とする
	3.造作材の等級	A種とする
	4.使用材料	土台は米栂（PG加工）火打土台、束、根太受は米栂又は米松。根太、根ガラミ、母屋、梁、桁は米松とする 構造材柱、間仕切柱、向柱、胴縁は米栂とする 造作材は特記なき限り米栂とし各出入口敷居及び水回り出入口敷居は桧一等品小節とする。 ラワン材は脱脂済のものを使用する。
	5.寸法	造作材及び家具の見え掛り寸法は仕上り寸法とする
	6.加工図、納り図	工事着手前に構造材、造作材の加工図、納り図を作製し監督員の承認を受ける。
	7.補強金物	造作着手前軸組、補強金物等の検査を受けるものとする。尚補強金物は天井張前に再度締める。（亜鉛メッキ品）
	8.かんな削りの種別	B種とする。
	9.防腐処理	床下の全て及び地盤上1000以下の見え隠れ構造材はクレオソート塗りとする 構造金物の防腐は中性コールタール焼付又は亜鉛メッキ品とする。
10.屋根工事		
	1.長尺カラー鉄板瓦棒葺	長尺カラー鉄板 ⓣ0.4mm　A号瓦棒葺き（真木なし @364 通し吊子工法） （和室天井裏　グラスウール ⓣ25 16kg/m² 使用）
金属工事		
	1.樋	軒樋　塩化ビニール半円 φ105（受金物 @900）　竪樋　塩化ビニール管　φ55
12.左官工事		
	防水モルタルの防水剤	小野田NN　ゲルカ　ローヤス　同等品以上とする
	2.モルタル塗り	モルタルは普通ポルトランドセメントを使用する
	3.目地	壁の目地は目地棒目地切　9mmとし目地払いとする。土間はコテ目地切とする
13.建具工事		
	1.アルミサッシ	不二、YKK、三協同等品以上とする。網戸はステンレス網張とする。建具周囲のシーリングはアクリル系を使用
	2.木製建具	建具材の種別はB種とする。フラッシュ戸の表面板の厚さはB種とする。ただしポリエステル合板は2.7mmとする。
	3.建具金物	美和ロック、昭和金物同等品以上とする。その他は建具表による。いずれも見本品提出のうえ監督員の承認を受ける
	4.ガラス工事	ガラス種類は建具表による。見本品提出のうえ監督員の承認を受ける。 木製建具に使用する戸車はB種木部用とする　アルミ製建具はガラス止め用ガスケットを使用
14.塗装工事		
	1.塗装業者の指定	社団法人日本塗装工業会会員又はこれと同等以上の能力を有する者とする
	2.塗装	鉄部は鉛丹錆止ペイント（JIS K 5622）2回塗り、見え掛り部は合成樹脂調合ペイント2回塗り、見え隠れ部1回塗りとする 素地ごしらえは木部—17.2.1表、鉄部—17.2.2表、コンクリート・モルタル及びプラスター面—17.2.4表とする

EP	合成樹脂エマルジョンペイント（酢ビ系）2回塗りとする	O.S	オイルステイン2回塗りとする
EP(A)	〃　（アクリル系）　〃	VP	塩化ビニール樹脂エナメル3回塗りとする
OP	〃　調合ペイント3回塗りとする	リシン吹付	アクリル系としダイヤ　エマルキクスイ同等品以上とする

15.内装工事		
	1.化粧パルプセメント板	ⓣ6.3mm 麻生ベストライト又はアサヒ防火板同等品以上とする
	2.化粧石こうボード	9×455×910　同等品以上とし監督員の承認を受ける。
	3.クロス	ビニールクロスとし見本品提出のうえ監督員の承認を受ける（防炎1級及び2級検定品とする）
	4.タタミ（スタイロ）	一等2級品A種とし、タタミ表は備後表麻引通しとする
	5.硅酸カルシウム板	ⓣ6mm 面取り（Vカット）突付け貼とする（有孔も同様とする）
	6.銘木合板	大建銘木合板 ⓣ5.0mm 同等品以上とし見本品提出のうえ監督員の承認を受ける。
	7.ベニヤ	シナベニヤ、ラワンベニヤ共1類とする。
	8.その他	いずれも見本品提出のうえ監督員の承認を受ける プリント合板、化粧石こうボード等にはカラー釘打とし硅カル板、ラワン板等にはステンレス釘打とする 合板天井板はラミネート印刷仕上とする
16.雑工事		

1.室名札	プラスチック製とし監督員の指示する文字をエナメル書き仕上げとする	4.傘立	イトーキ　ステンレスパイプ製　30人用　555×305×462　同等品以上
2.鍵札	プラスチック製小判型とし集合板（板）付とする（2組）	5.掲示板	ナイロンスポンジシート貼（コルク裏打）とする
3.流し台	サンウェーブ 65Bタイプ同等品以上とする。ステンレス水切、バックガード付。		

17.地場製品の活用	生コンクリート、小棒鋼（13φ以下）木材、半磁器、磁器タイル、木製建具、ステンレス流し台等の品目について工事請負人は地場製品を使用しその使用に関しては予め監督員と協議すると共に使用状況の報告をすること。

外部仕上表

屋根	木毛セメント板 ⓣ20mm下地　アスファルトルーフィング22kg品　長尺カラートタン　A号瓦棒葺き（真木なし @364 通し吊子工法）
軒裏	硅酸カルシウム板 ⓣ6　Vカット突付貼　EP(A)塗り　（一部有孔）　垂木かくし　ラワン ⓣ30　OP塗り　ジョイント部　本実入　玄関　鉄柱上部　ステンレスシーリングプレート ⓣ1 取付
庇	カラー鉄板 ⓣ0.4 平葺
外壁	ワイヤラス下地モルタル刷毛引　目地棒目地切 9.5mm　アクリル系リシン吹付　玄関部　二丁掛タイル貼　ラス下地（亜鉛ワイヤーラス #10×32mm　力骨 #32 @タテ、ヨコ 450mm、アスファルトフェルト 20kg/m²、重ね 100mm以上）
巾木	モルタル金コテ押え　床下換気口 150×450 鋳鉄製、ステンレス網付
ポーチ	床 100角磁器質床タイル貼　端部 ノンスリップ床タイル貼（スロープ共）152×75
犬走り テラス	モルタル金コテ押え 目地切　テラス端部　ノンスリップ床タイル貼
樋	軒樋　塩ビ半円 φ105　竪樋　塩化ビニール管 φ55　谷樋—カラー鉄板 ⓣ0.6 W=600
機械室	屋根　防水モルタル金コテ押え　外壁　モルタル刷毛引目地棒目地切アクリル系リシン吹付

内部仕上表

	床	巾木	腰	壁	天井	備考
玄関	100角磁器質床タイル貼	二丁掛タイル（下部）米栂 25×100 OP（巾木）	プラスターボード ⓣ12 下地ビニールクロス貼（防炎2級品）	←	化粧石こうボード ⓣ9	下駄箱、スノコ（図面参照）、傘立（ステンレスパイプ製、30人用　イトーキ（555×305×462）程度 ℓ=1,800
ホール、廊下	化粧プライフローリング貼 ⓣ15	米栂 25×100 OP	仝上	←	仝上	掲示板　ラワンベニヤ ⓣ5.5 下地ナイロンスポンジシート貼（コルク裏打） 框 100×120 地松
管理人室	合板フロアー ⓣ15	仝上	銘木合板 ⓣ5.0 突付貼	←	仝上	カウンター　シナベニヤフラッシュ　デコラ貼
和室6帖	タタミ敷（スタイロ）ⓣ55 耐水ベニヤ ⓣ12 下地	タタミ寄せ	ラスボード ⓣ7 プラスター下地 ジュラク塗り	←	杉柾合板 ⓣ3 底目地貼　棹木 市販品	床下点検口 900×900（耐水ベニヤ ⓣ12 木枠下地付） 換気扇枠 200φ用（内法250□）
和室15帖	仝上	仝上	仝上	←	杉柾合板 ⓣ3 底目地貼　棹木 40×35（防炎1級品） 中央部プラスターボード ⓣ12 下地ビニールクロス貼	床下点検口 900×900（耐水ベニヤ ⓣ12 木枠下地付）　ランマ欄板 30×240 換気扇枠 250φ用（内法300□）
床の間（15帖）	ケヤキ合板 ⓣ30	雑巾摺	仝上	←	杉柾合板 ⓣ3 底目地貼	床柱—φ120 杉磨丸太（15帖）　落掛—銘竹 75×75 クモ板—杉貼物　20×210（15帖）　20×150（6帖）　軸受金物 1ケ付
押入（6帖及15帖）	シナベニヤ ⓣ6 （中段、天袋、下段共）	雑巾摺	シナベニヤ ⓣ4	←	シナベニヤ ⓣ4	中段、天袋付　天井点検口 900×900（シナベニヤ ⓣ4 木枠下地付）2ケ所
機能回復訓練室	合板フロアー ⓣ15	米栂 25×100 OP	銘木合板 ⓣ5.0 突付貼	←	化粧石こうボード ⓣ9	床下点検口 450×450（アルミ製）
湯沸室	仝上	米栂 25×75 OP 一部 100角半磁器質タイル貼	化粧パルプセメント板 ⓣ6.3 一部 100角半磁器質タイル貼	←	硅酸カルシウム板 ⓣ6 Vカット突付 VPツヤケシ	吊戸棚 W1,000×H600×D371（照明枠入付）W600×H500×D371 各1台、ガス台 W600 流し台 W1200 （何れもサンウェーブ65B同等品）ステンレス水切棚（2段）換気扇枠 200φ用（内法250□）ステンレス水切、バックガード
便所	耐水ベニヤ ⓣ12 下地　ビニール系長尺物 床シート貼 ⓣ2.5（エポキシ系接着材使用）	米栂 25×75 OP	100角半磁器質タイル貼	←	仝上	身障者用手すり、（大便器用 TOTO T110SAV12,13 同等品×3、小便器用 TOTO-T110V53 同等品×1） 換気扇枠 200φ用（内法250□）
脱衣 (1)(2)	耐水ベニヤ ⓣ12 下地クッションフロアー ⓣ2 貼 （エポキシ系接着材使用）	米栂 25×75 OP	ラスモルタル下地 ビニールクロス貼（2級） 一部 100角半磁器質タイル貼	←	仝上	床下点検口 450×450（アルミ製、2ケ所）　脱衣棚　ラワン OS、2ケ所（図面参照）
浴室 (1)(2)	25角モザイクタイル貼（磁器質） 一部 50角磁器質タイル貼	100角半磁器質タイル貼	←	←	バスリブ貼	握り棒　ステンレス φ42.7、天板　テラゾーブロック ⓣ30 浴槽内床—50角磁器質タイル貼、浴槽立上り 25角モザイクタイル貼
倉庫	化粧プライフローリング貼 ⓣ15	米栂 25×100 OP	ラワンベニヤ ⓣ4 底目地貼 OS	←	化粧石こうボード ⓣ9	天井点検口 450×450（アルミ製）
備考	管理人室、和室（6帖、15帖）押込　床の間の天井裏にグラスウール ⓣ25 16K品 敷込み					

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
参考図（１）

尺度

2026 年 10 月

縮尺率 A1=100% A2=71% A3=50%

図面No 5/26

福山市建設局建築部営繕課

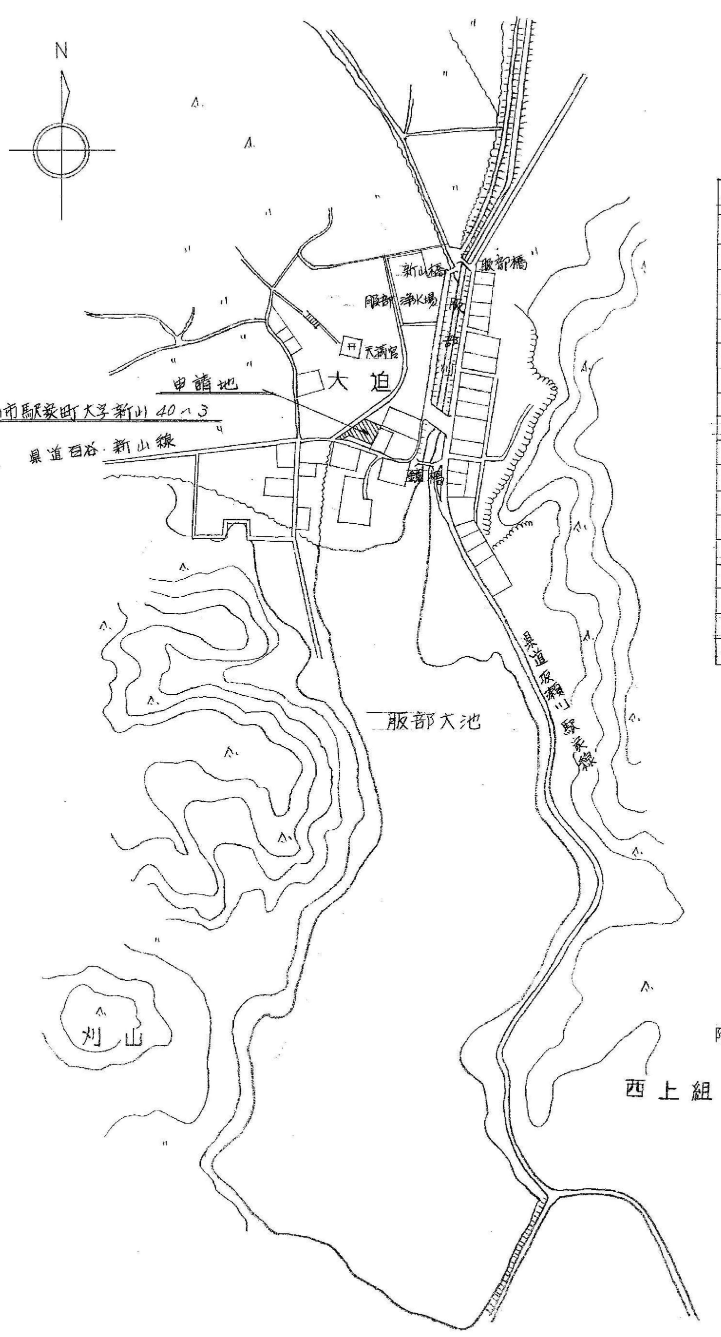

附近見取図

面 積 表

番号	底辺	高さ	倍面積	二除
①				
1	2.3 x	0.7	= 1.61	
2	1.8 x	0.8	= 1.44	
3	4.8 x	1.4	= 6.72	
4	4.8 x	3.4	= 16.32	
5	5.4 x	2.2	= 11.88	
6	20.9 x	3.7	= 77.33	
7	20.9 x	3.2	= 66.88	
合計			182.18	91.09
②				
1	20.1 x	9.1	= 182.91	
2	30.4 x	12.6	= 383.04	
3	30.4 x	6.6	= 200.64	
合計			766.59	383.295
③				
1	30.9 x	8.7	= 268.83	
2	30.9 x	8.7	= 268.83	
合計			537.66	268.83

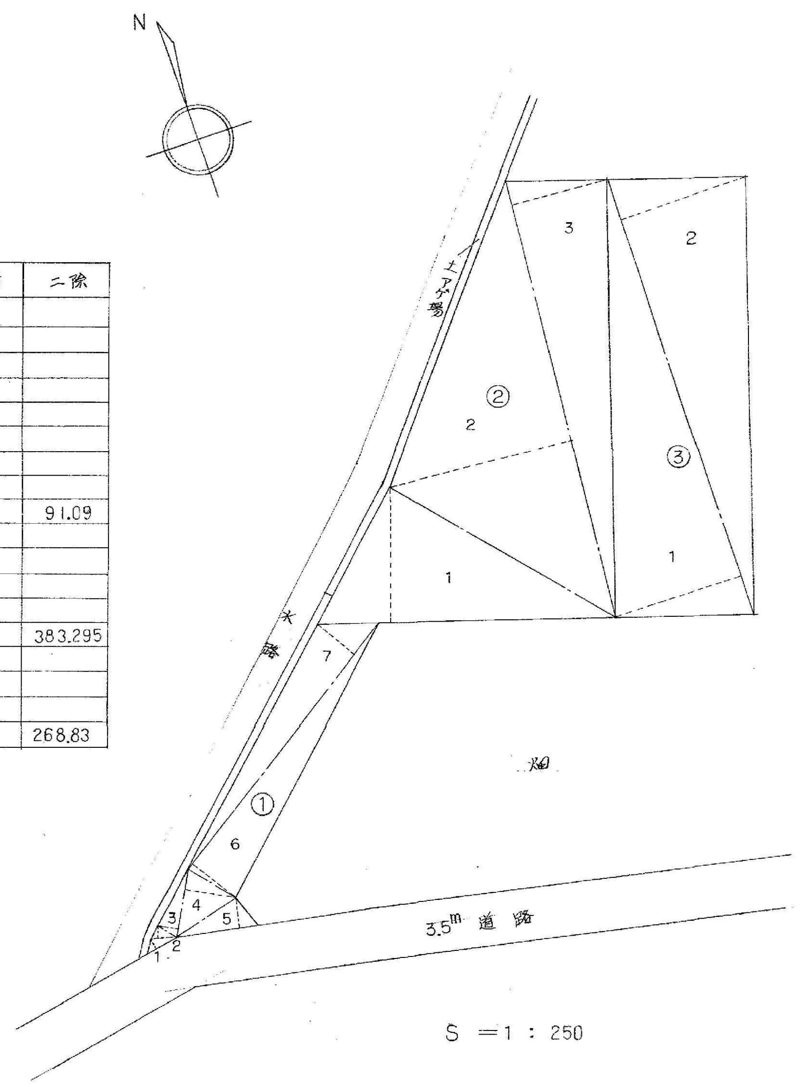

面 積 表

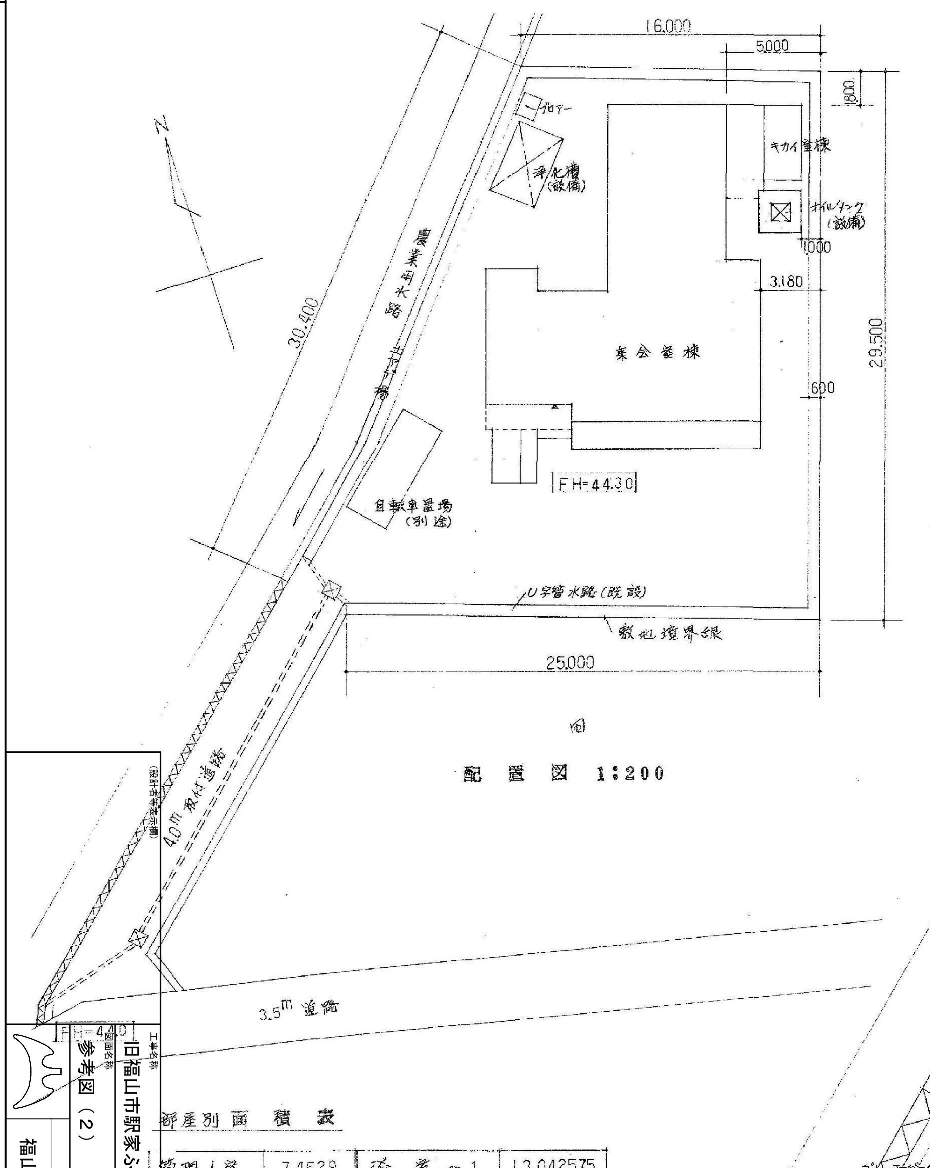

配 置 図 1:200

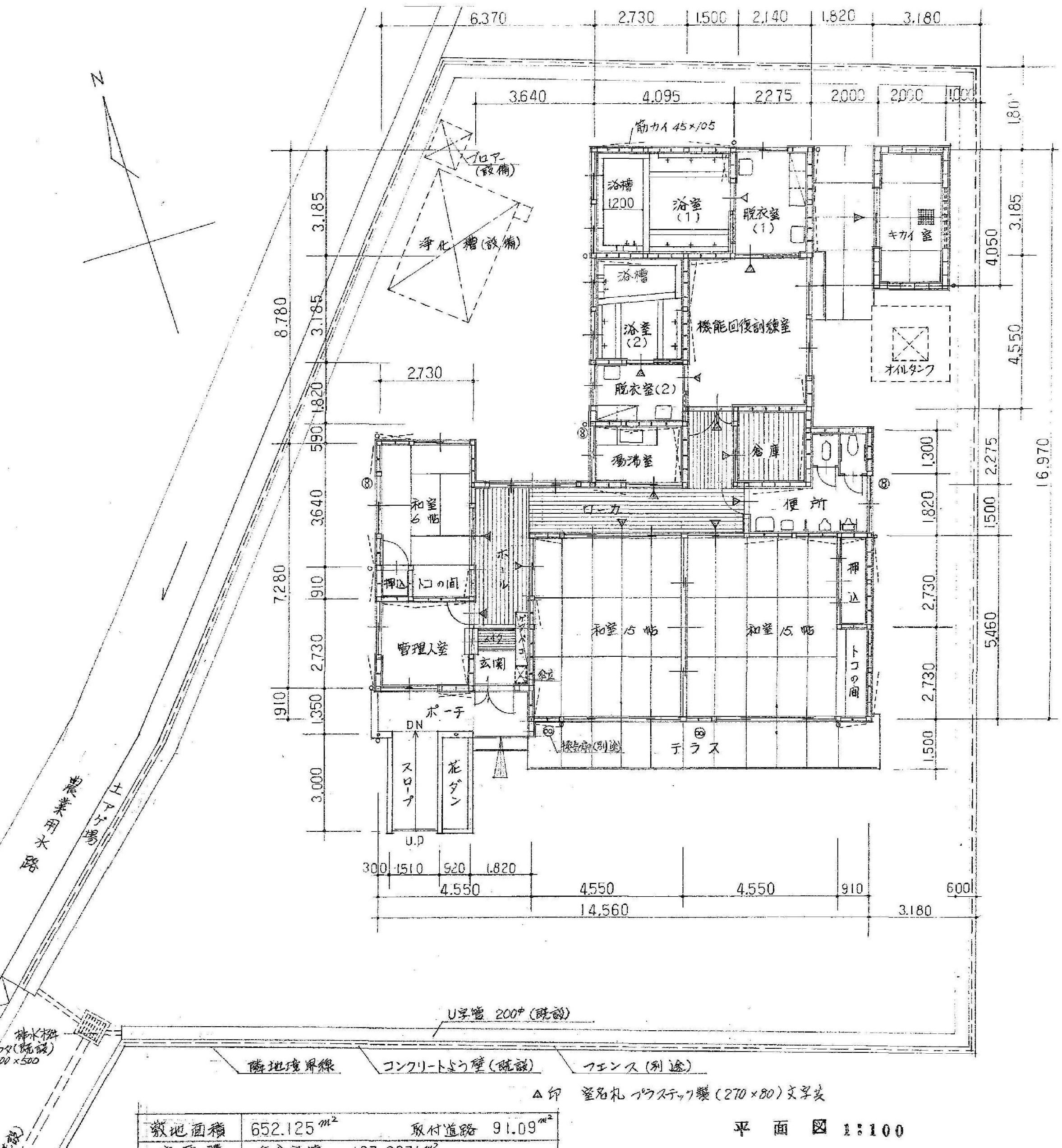

平 面 図 1:100

敷地面積	652.125 m²	取付道路 91.09 m²
床面積	集会室棟 167.2671 m²	
	キカイ室棟 8.1000 m²	
	合計 175.3671 m²	
建築面積		
167.2671 + 6.1425（ポーチ）= 173.4096 m²		
キカイ室 8.10 m²		

部屋別面積表

管理人室	7.4529	浴室－1	13.042575
和室 6帖	9.9372	脱衣室－1	7.245875
押込	0.8281	浴室－2	8.69505
トコの間	1.6562	脱衣室－2	4.9686
和室 15帖	24.843	機能回復訓練室	16.562
和室 15帖	24.843	玄関	3.3124
押込	2.4843	ポーチ	(6.1425)
トコの間	2.4843	ホール、ローカ	20.6661
湯沸室	4.9686	キカイ室	8.1000
倉庫	4.8685		
便所	8.4084		

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
参考図（2）

尺度
図示のとおり

2026 年 10 月

縮尺率
A1=100%
A2= 71%
A3= 50%

図面No
6/26

福山市建設局建築部営繕課

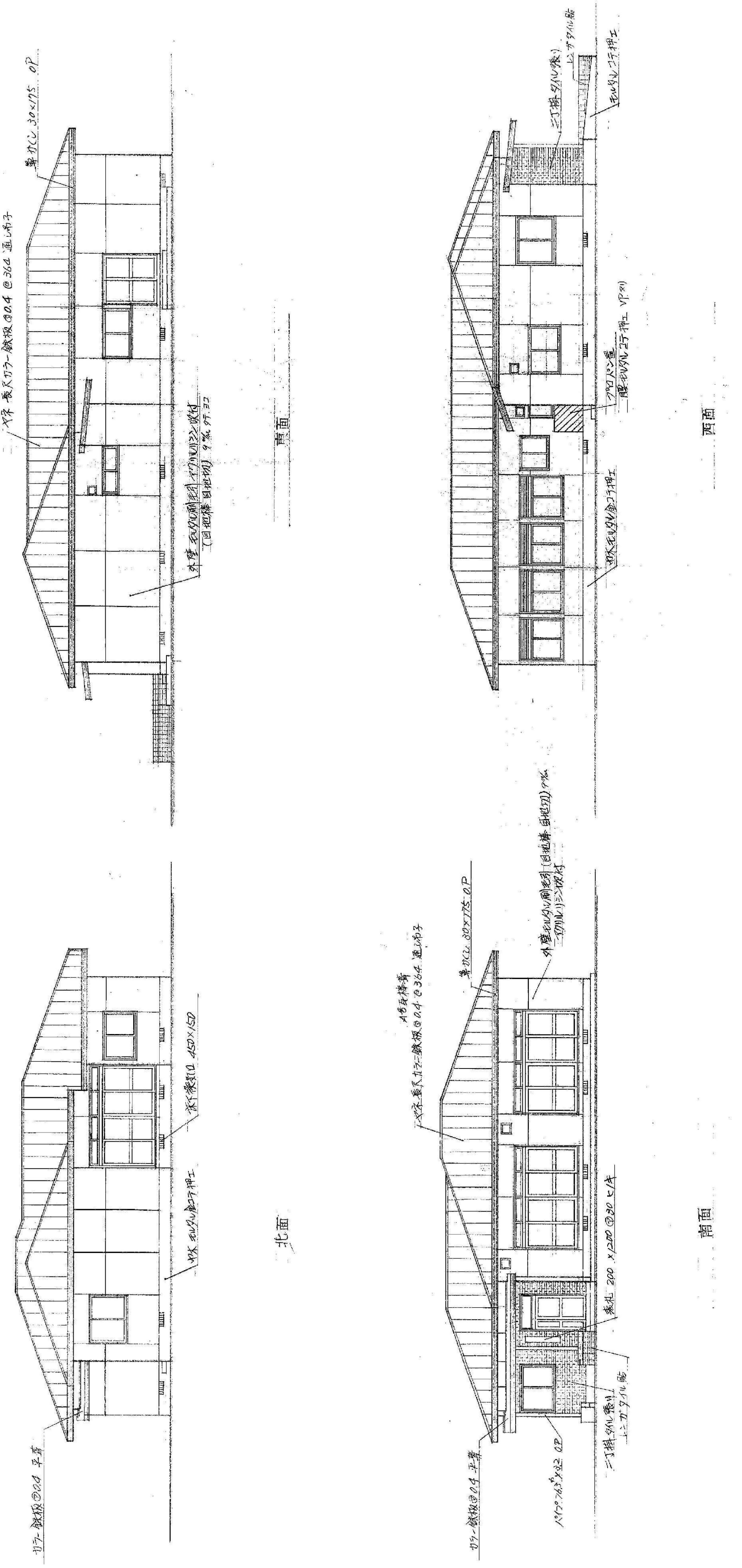

立面図　1:100

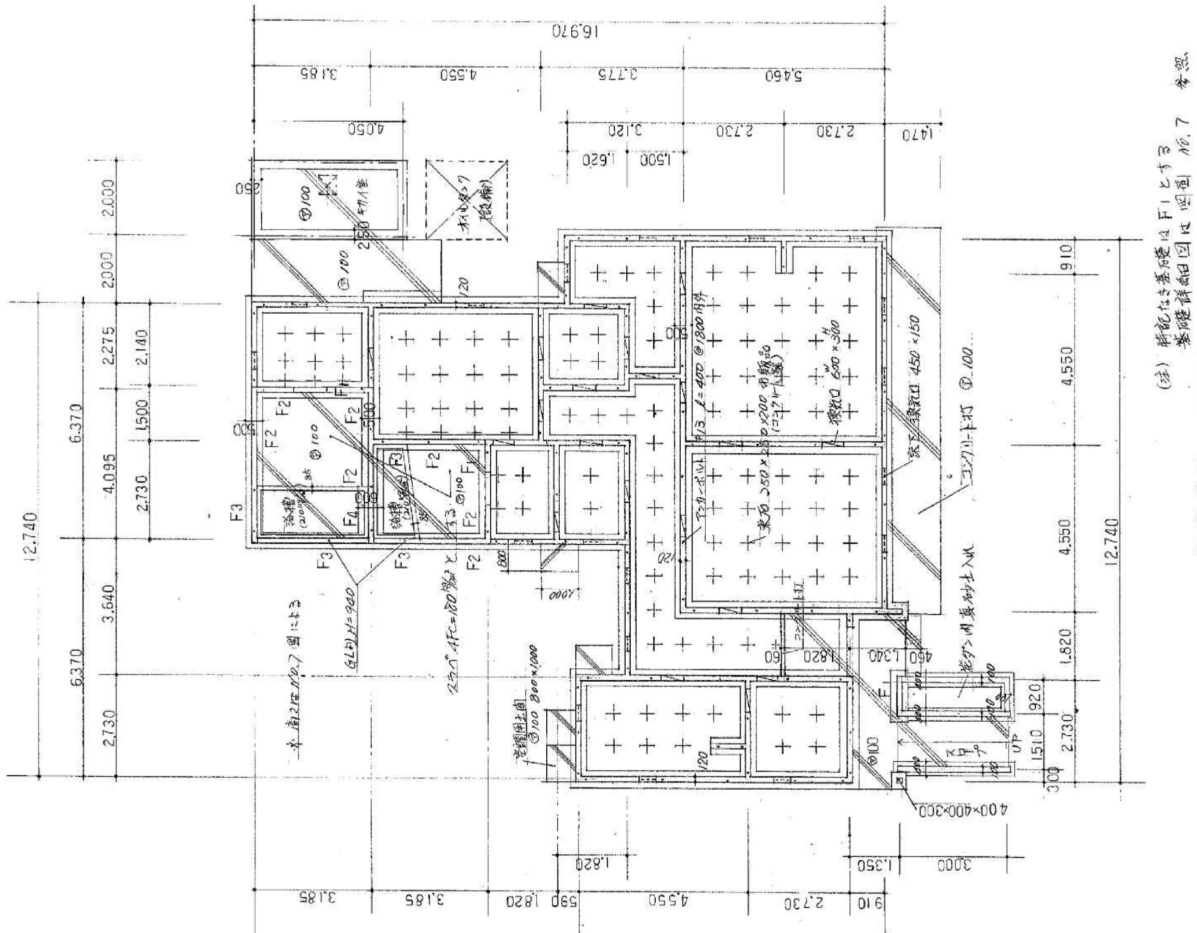

基礎伏図　1:100

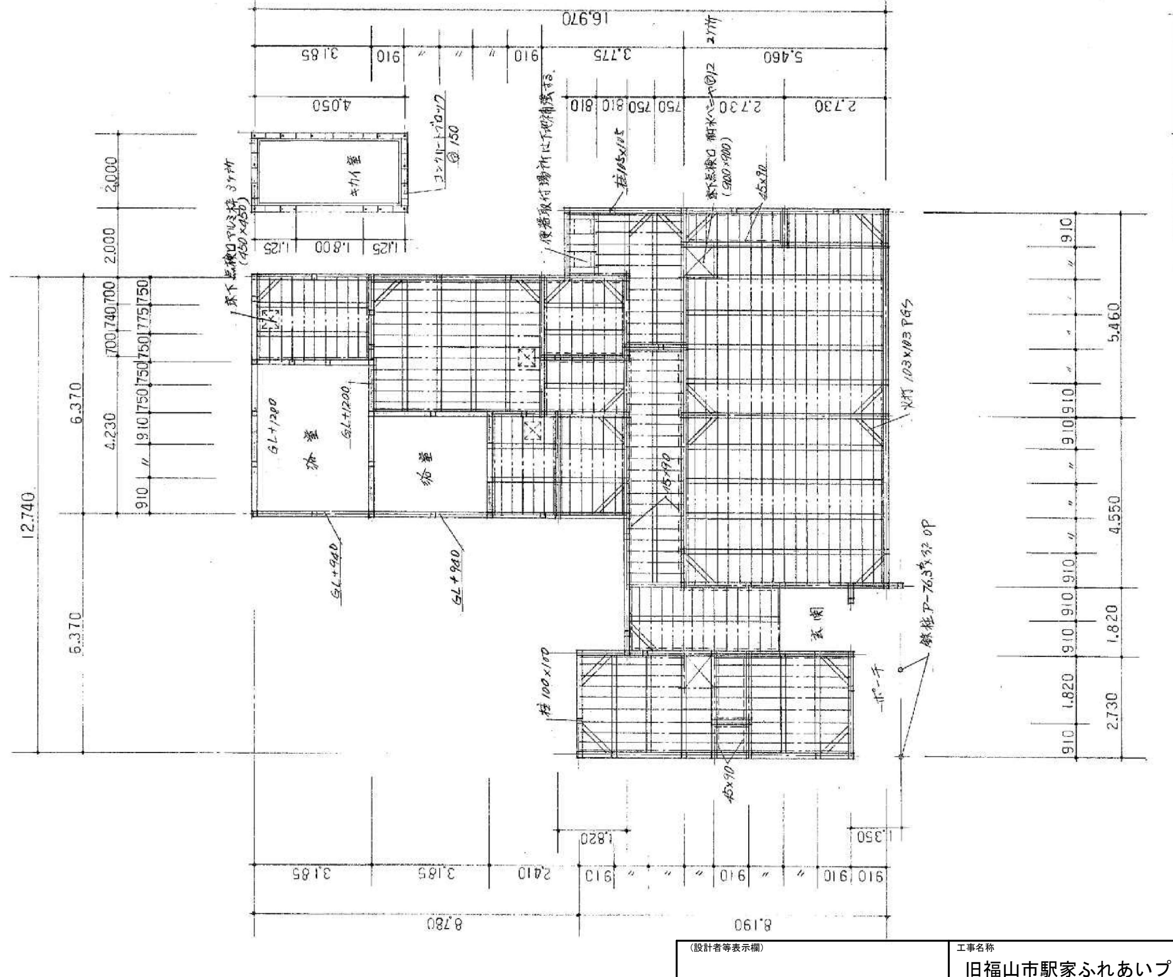

床伏図　1:100

床組仕様	
フローリング下地板	耐水ベニヤ ア12m/m
根太	38×50 @303
土台	103×103 PG5注入材
大引	90×90 @910
床束	90×90 @910 タテ,ヨコ共
根がらみ貫	12×90 @910 タテヨコ共
火打	103×103 PG5注入材

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
参考図（３）

尺度
図示のとおり

２０２６ 年 １０ 月

福山市建設局建築部営繕課

縮尺率
A1=100%
A2= 71%
A3= 50%

図面No
7/26

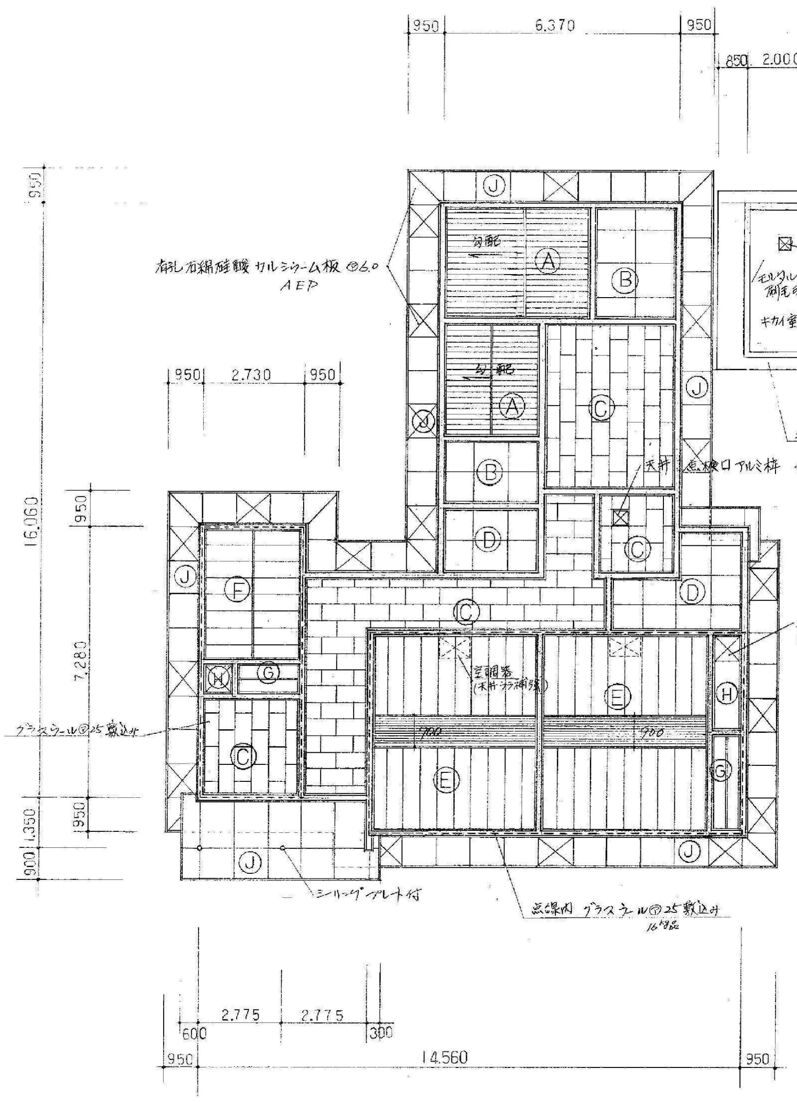

天井伏図 1:100

天 井 仕 上 表

A	バスリブ 貼　w=100　（下地組 45×45 @300 野縁）
B	石綿硅酸 カルシウーム板 ⑦6.0 Vカット VPヌリ　突付け貼
C	化粧石こうボード（ジプトーン）⑦9.0　455×910　突付け貼
D	石綿硅酸カルシウム板 ⑦6.0　Vカット　VPヌリ（半ツヤ）　突付け貼
E	杉柾プリント合板 ⑦2.5　底目地貼　棟木（両側）40×35　450×2730 中央 プラスターボード ⑦12 下地 ビニールクロス（1級）貼　W=900
F	杉杢プリント合板 ⑦2.5　底目地貼　棟木 市販品　450×2730
G	杉杢プリント合板 ⑦2.5　底目地貼　450×2730
H	シナベニヤ ⑦ 4.0 貼　突付け貼　910×1820
J	石綿硅酸カルシウーム板 ⑦6.0　AEP Vカット　突付け貼. 一部有孔硅カル板 ☒
下地組	野縁受 45×45 @910　野縁 45×45 @455

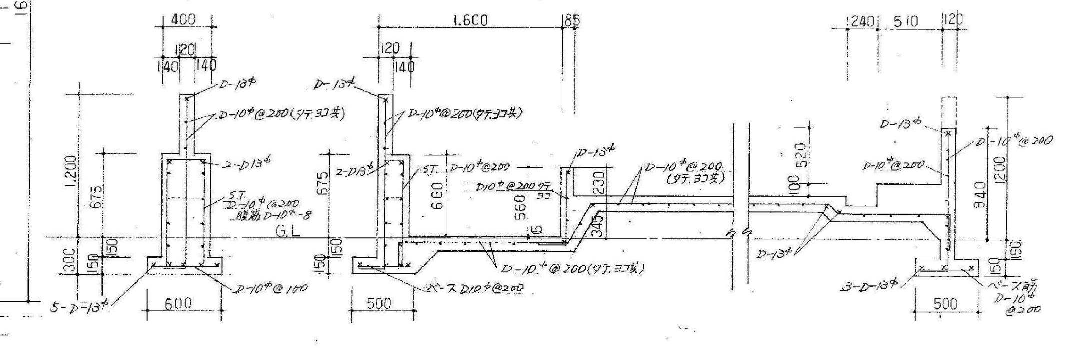

F4　　F3　　浴槽、基礎 配筋図 1:30　　F2

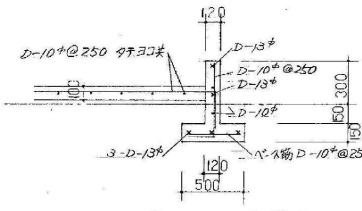

ポーチ、テラス、基礎　F1　配筋図 1:30
スロープ・機械室入口 土間

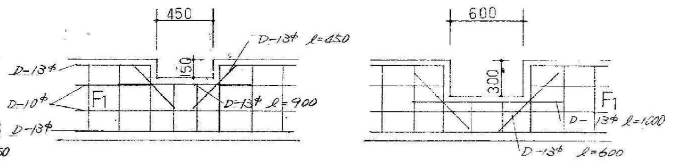

床下換気口廻り配筋図　1:30

※ コンクリート強度は 4FC=210㎏/㎠ とする.
（土間スラブは 4FC=180㎏/㎠ とする）

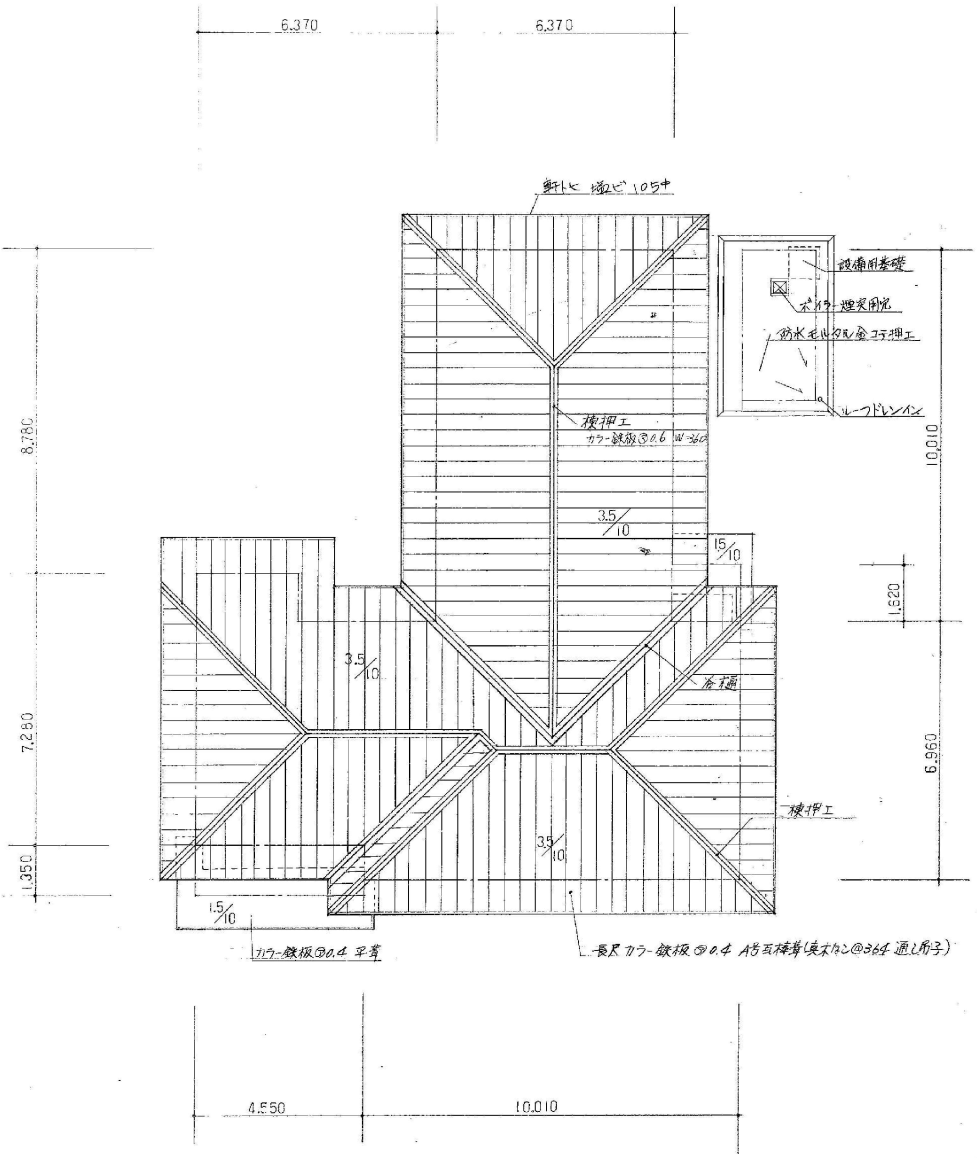

屋根伏図 1:100

（屋根仕様）
耐水ベニヤ ⑦12㎜+ 木毛セメント板⑦20㎜ +アスファルトルーフィング 22㎏品
長尺カラー鉄板 ⑦0.4 A号瓦棒葺き(真木なし@364 通し吊子)
谷樋 カラー鉄板 ⑦0.6 W=600
棟押エ カラー鉄板 ⑦0.6 W=360

屋根下地仕様
野地板 — 耐水ベニヤ⑦12
タル木 — 45×60 @364 ポーチ(45×45@360)
モヤ — 105×105
小屋束 — 105×105
小屋筋かい — 15×105
くも筋かい — 15×105
吊木受 — 末口90 丸太 カスガイ止
谷木、すみむね — 120×120

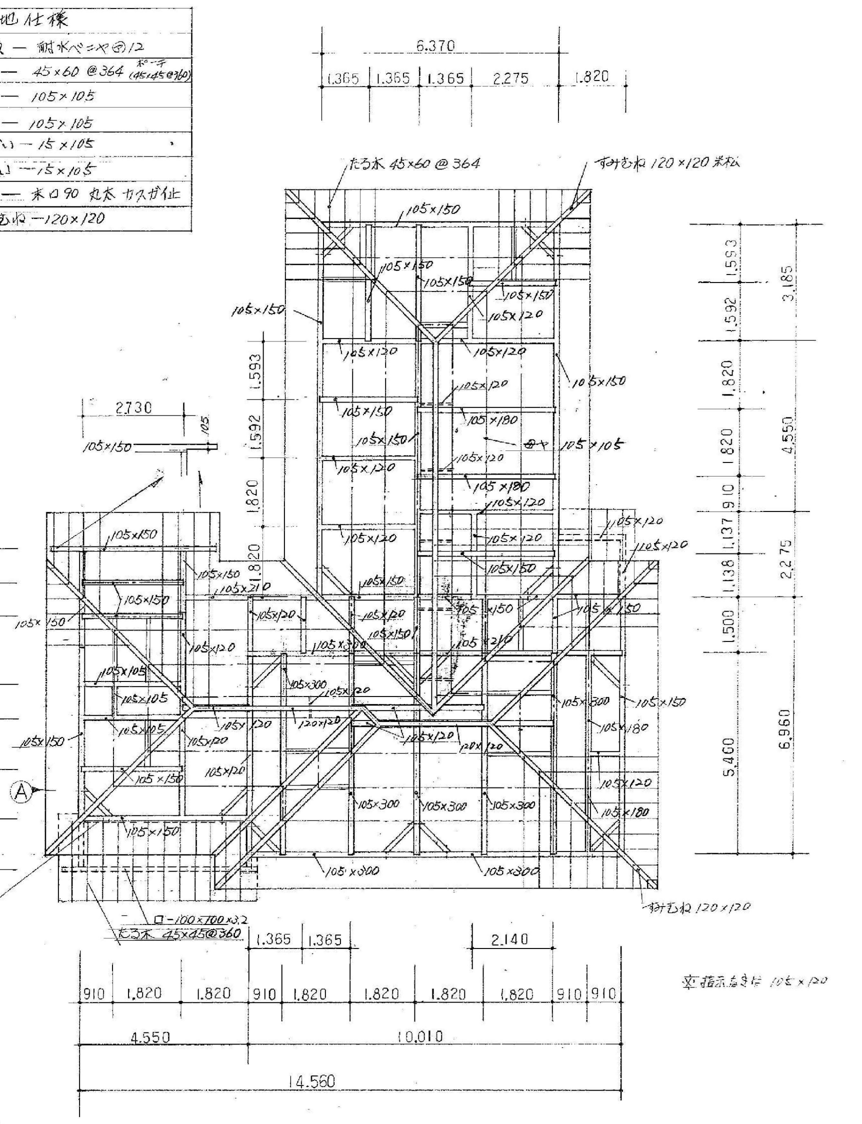

小屋伏図 1:100

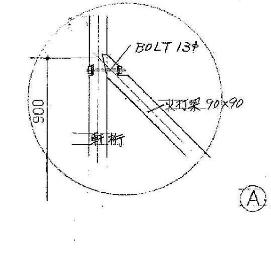

Ⓐ 詳細図 1:20

(設計者等表示欄)

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
参考図（4）

尺度
図示のとおり

2026 年 10 月

縮尺率
A1=100%
A2= 71%
A3= 50%

図面No
8/26

福山市建設局建築部営繕課

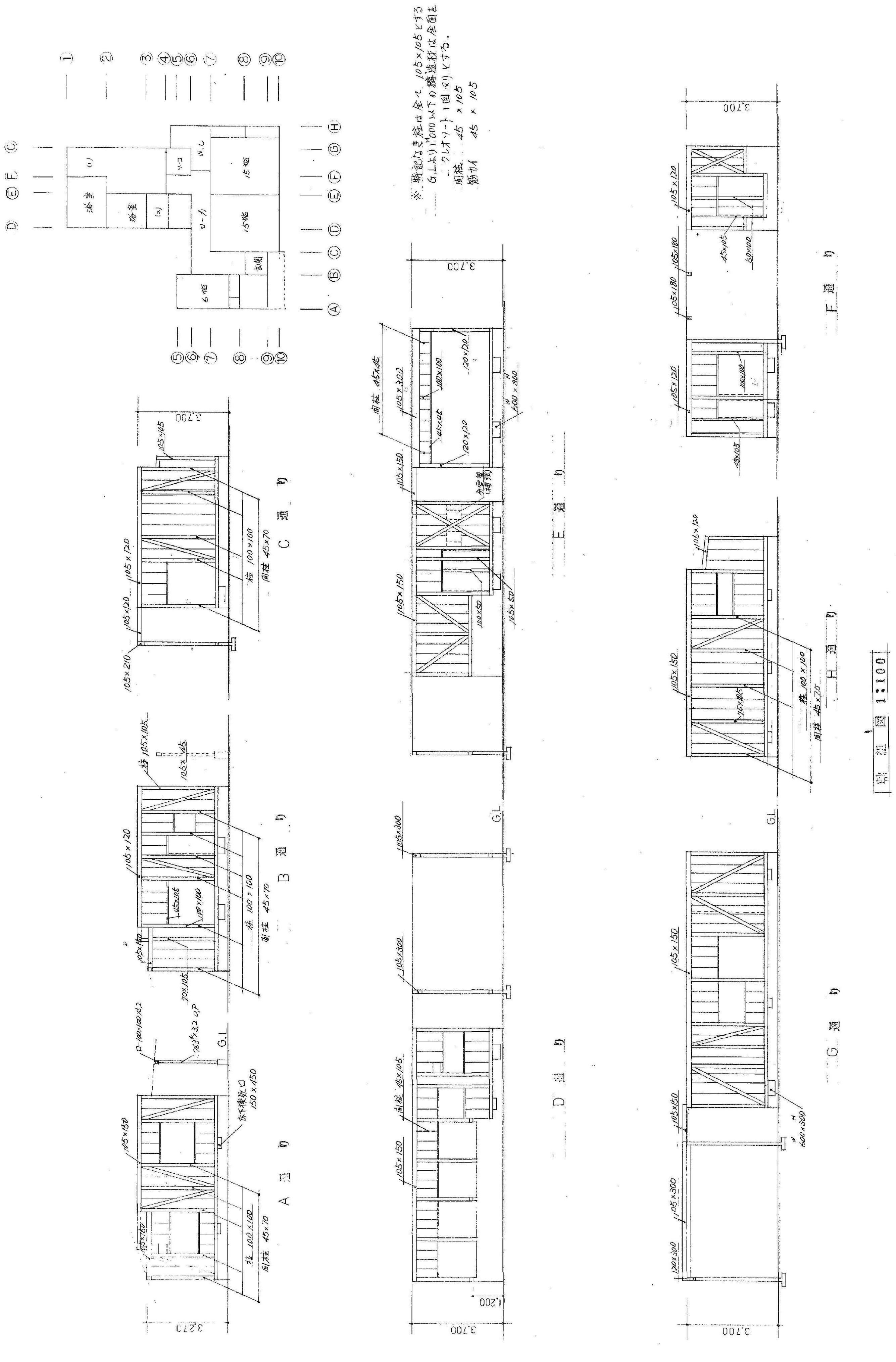

軸組図 1:100

※ 特記なき柱は全て105×105とする
G.L.より1,000以下の構造材は全面をクレオソート1回ヌリとする。
間柱 45 × 105
筋カイ 45 × 105

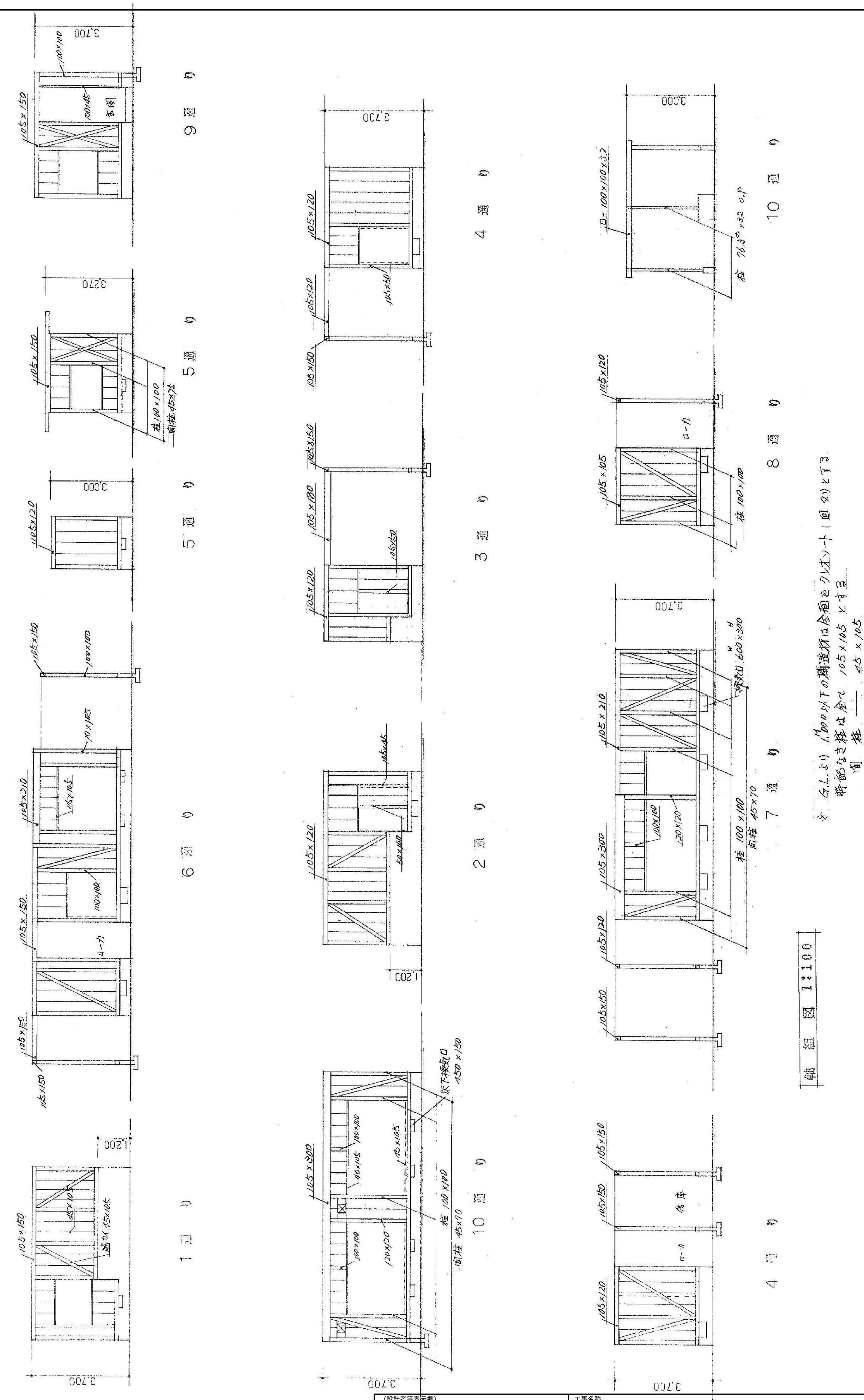

軸組図 1:100

※ G.L.より1,000以下の構造材は全面をクレオソート1回ヌリとする
特記なき柱は全て 105×105 とする
間 柱 ── 45 ×105
筋カイ ── 45 ×105

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称	尺度
参考図（５）	図示のとおり

	２０２６ 年　１０ 月	縮尺率	図面No
	福山市建設局建築部営繕課	A1=100% A2= 71% A3= 50%	9/26

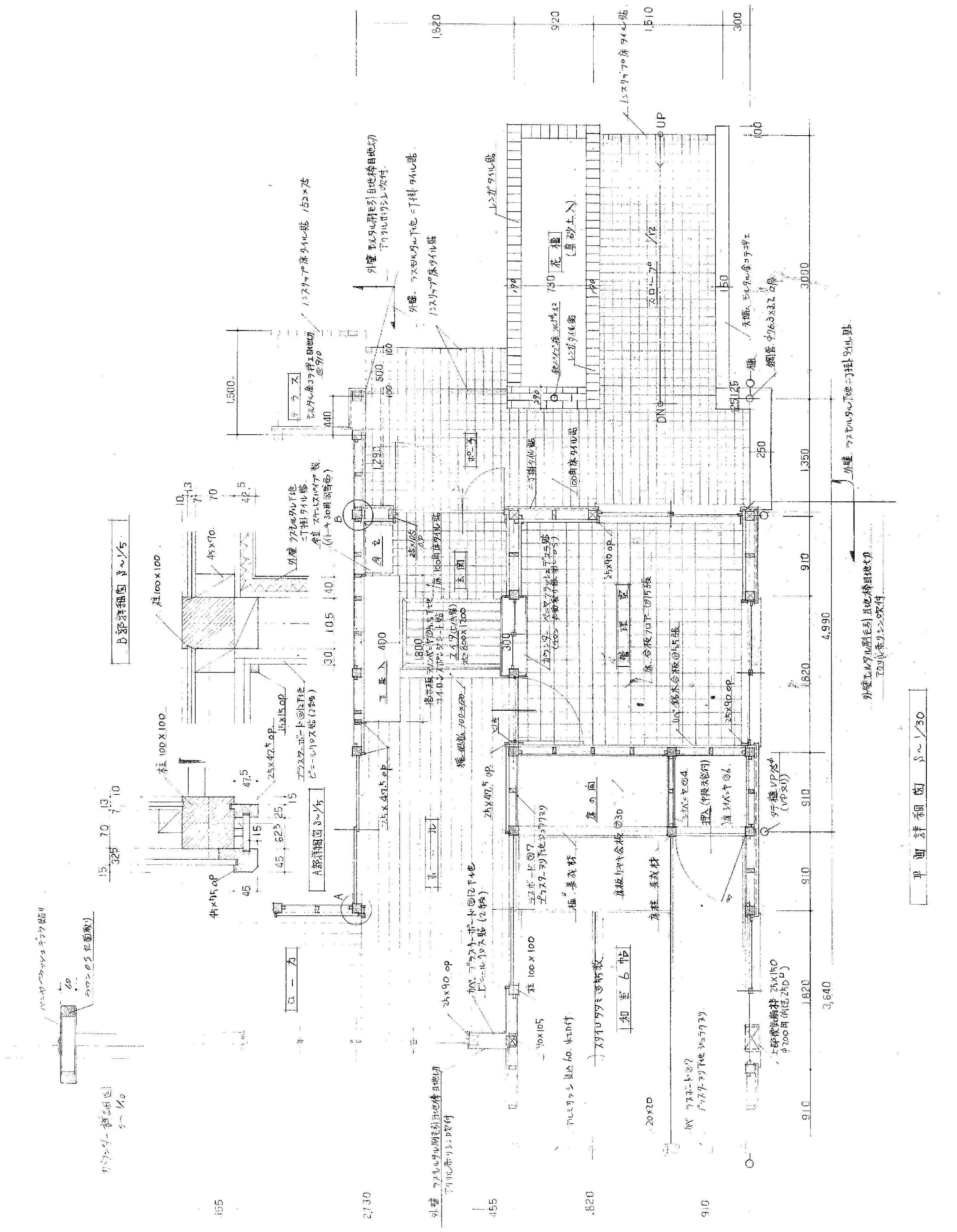

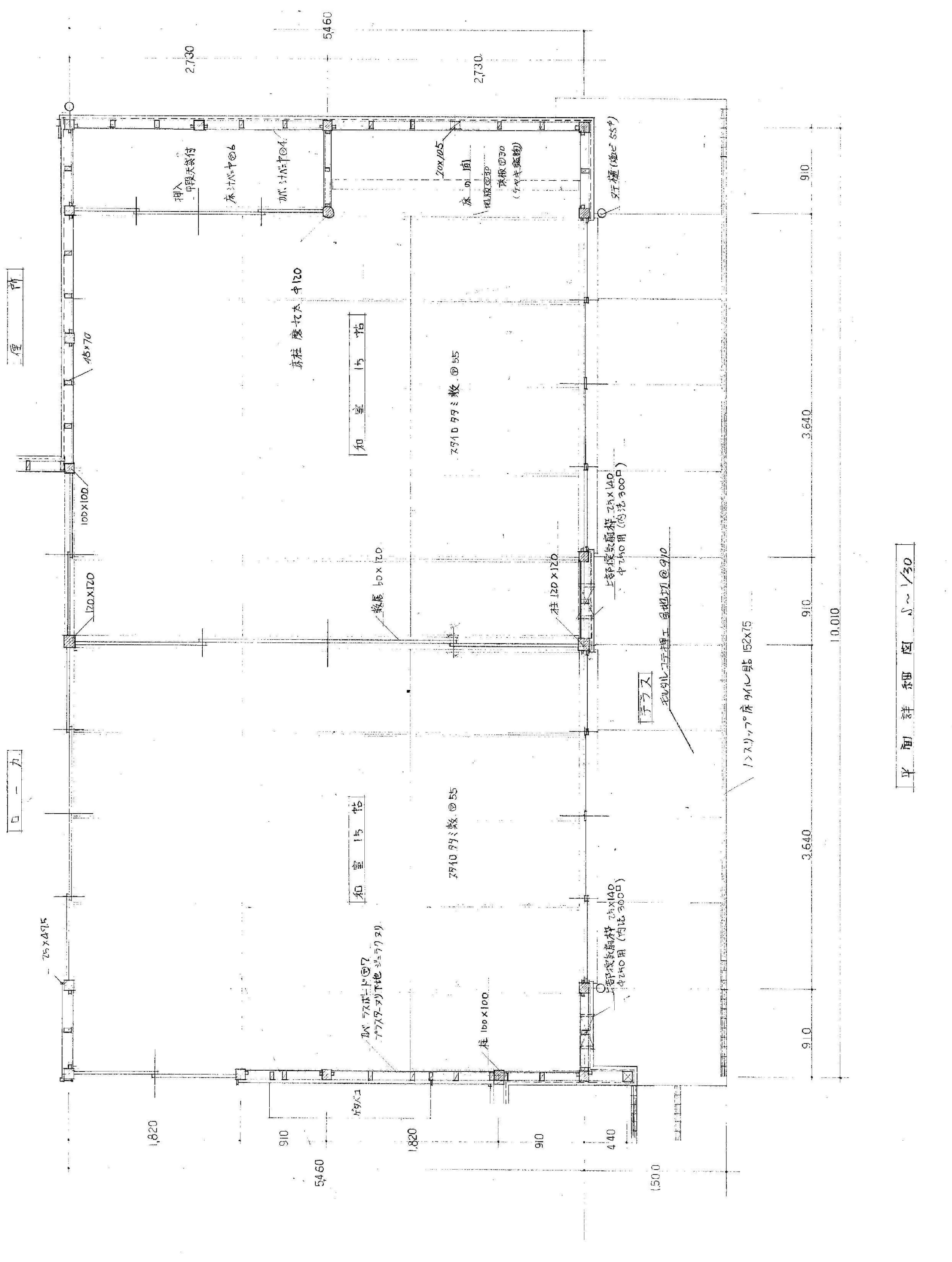

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
参考図（６）

尺度
図示のとおり

２０２６ 年 １０ 月

福山市建設局建築部営繕課

縮尺率	図面No
A1=100% A2= 71% A3= 50%	10/26

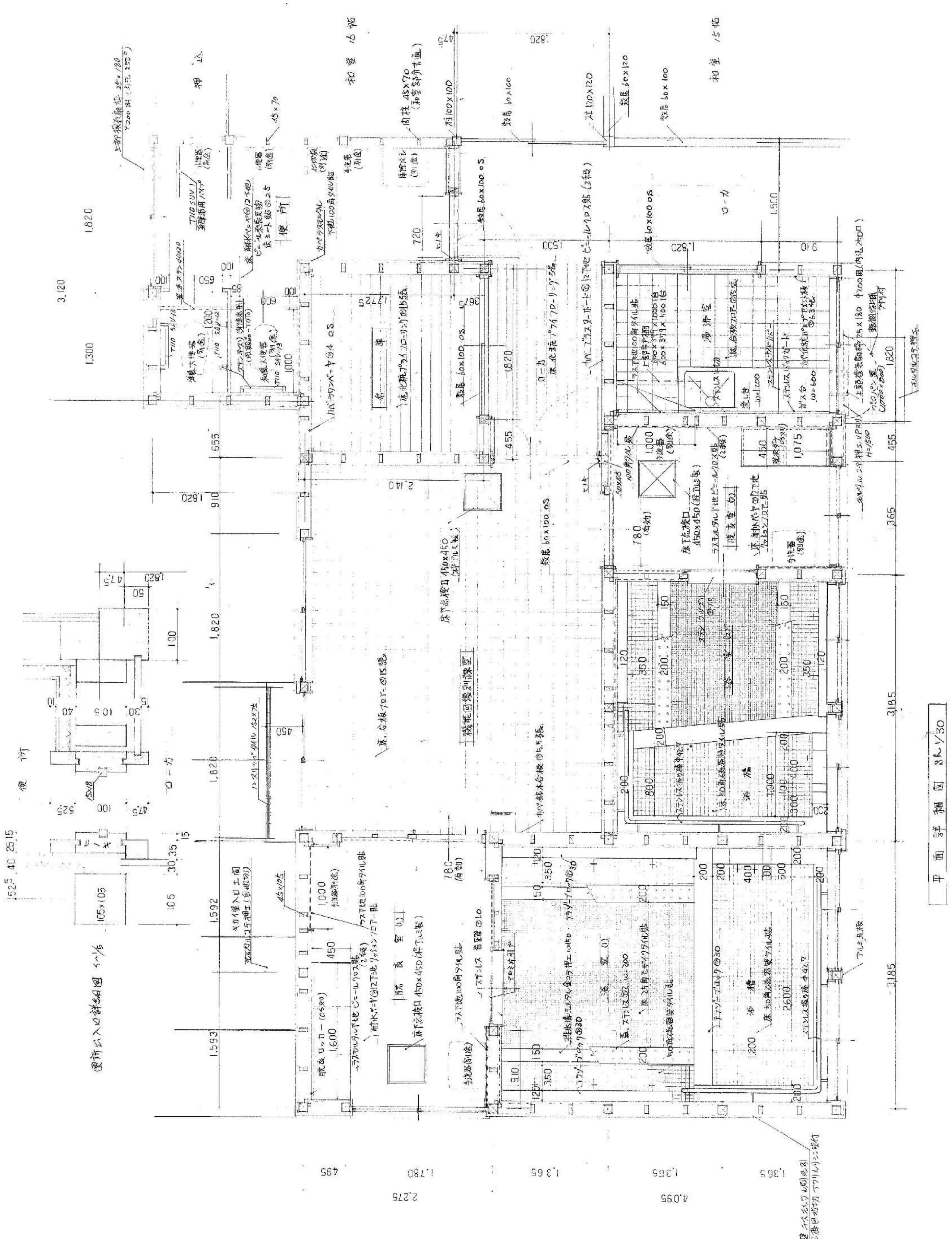

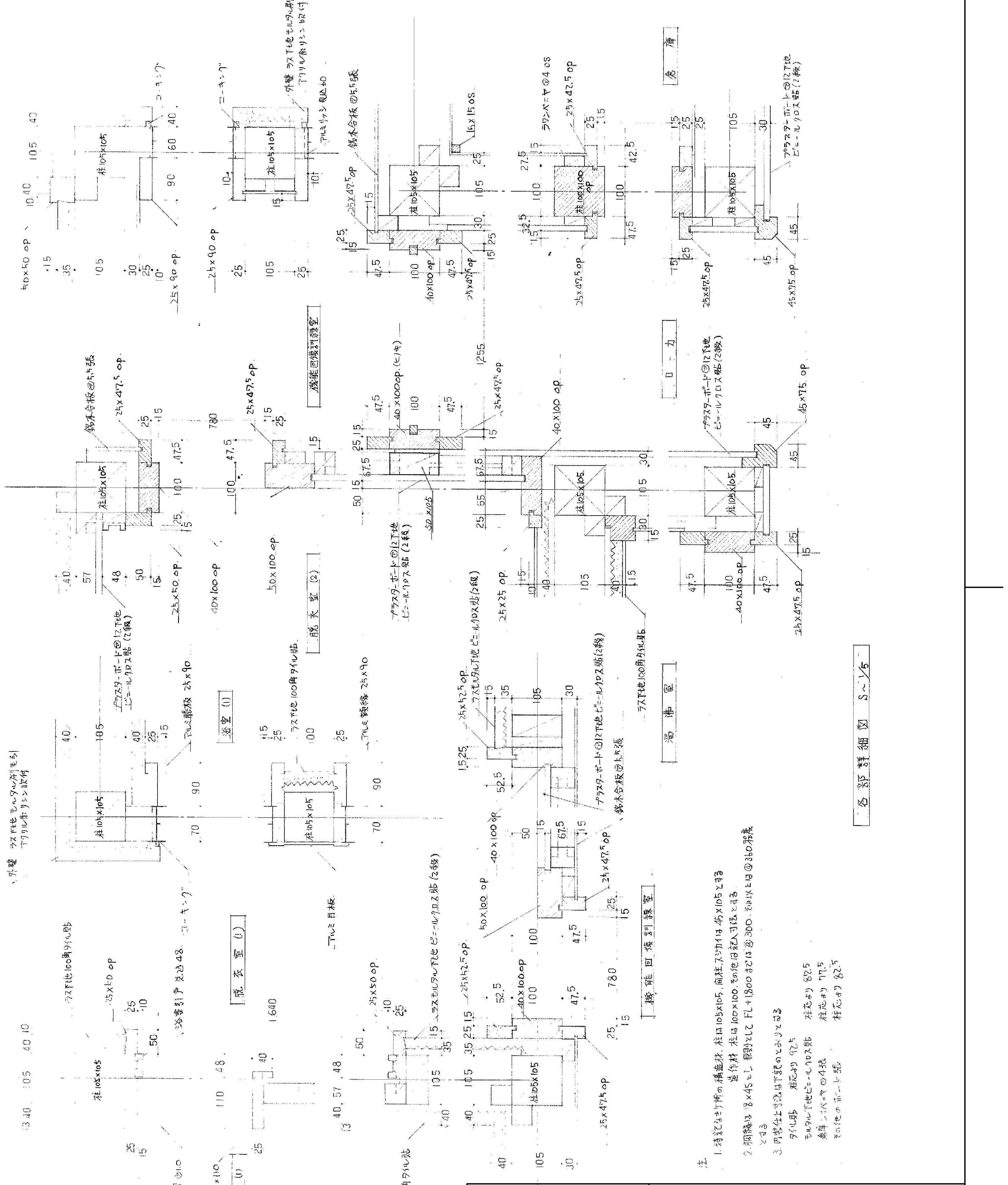
各部詳細図 S=1/5
便所
ロ-カ
浴室
機能回復訓練室
脱衣室 (1)
脱衣室 (2)
浴室 (1)
注
1. 特記なき所の構造材、柱は105x105、間柱、スジカイは45x105
造作材 柱は100x100、その他は記入寸法とする
2. 胴縁は 18x45とし 際胴ぶちFL+1800または@300、その他
とする
3. 内装仕上寸法は下記のとおりとする
タイル張 柱芯より 97.5
モルタル下地ビニールクロス張 柱芯より 87.5
腰パネル ラバニヤ ⑦4張 柱芯より 77.5
その他のボード張 柱芯より 82.5

（設計者等表示欄）

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
参考図（７）

尺度
図示のとおり

２０２６ 年 １０ 月

縮尺率
A1=100%
A2= 71%
A3= 50%

図面No
11
26

福山市建設局建築部営繕課

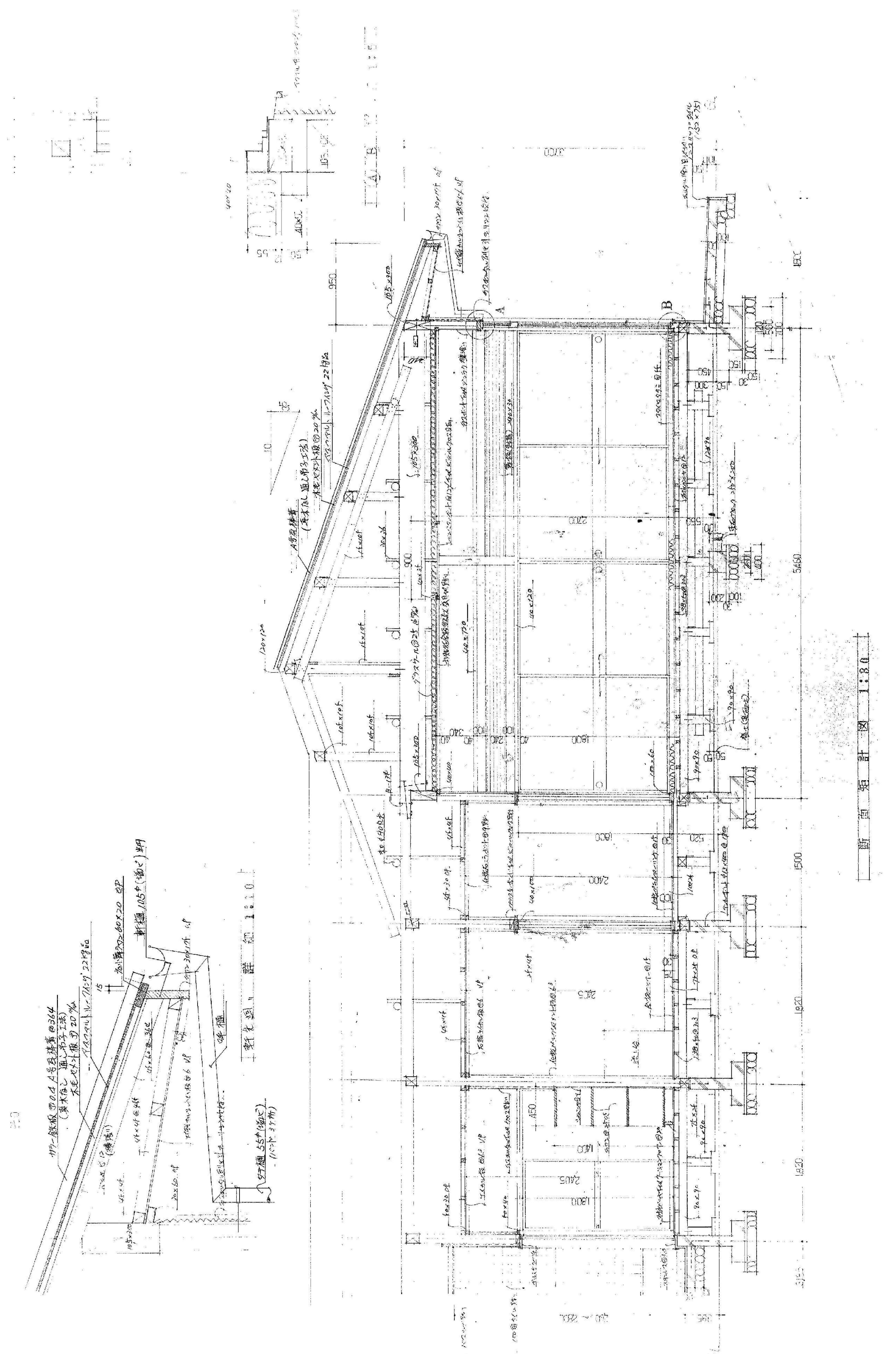

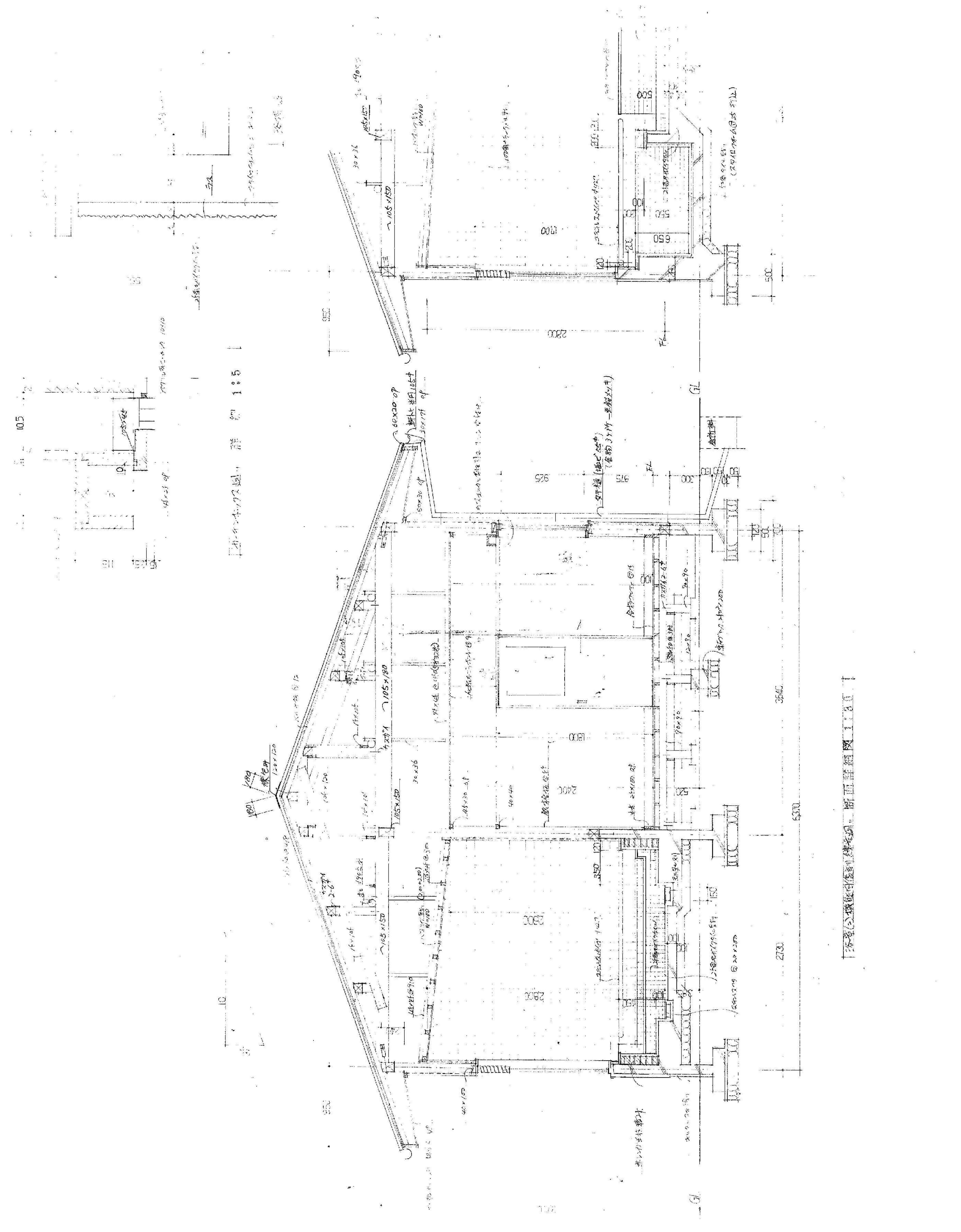

（設計者等表示欄）	工事名称 旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事	
	図面名称 参考図（８）	尺度 図示のとおり
	２０２６ 年　１０ 月	縮尺率 A1=100% A2= 71% A3= 50%
	福山市建設局建築部営繕課	図面No 12／26

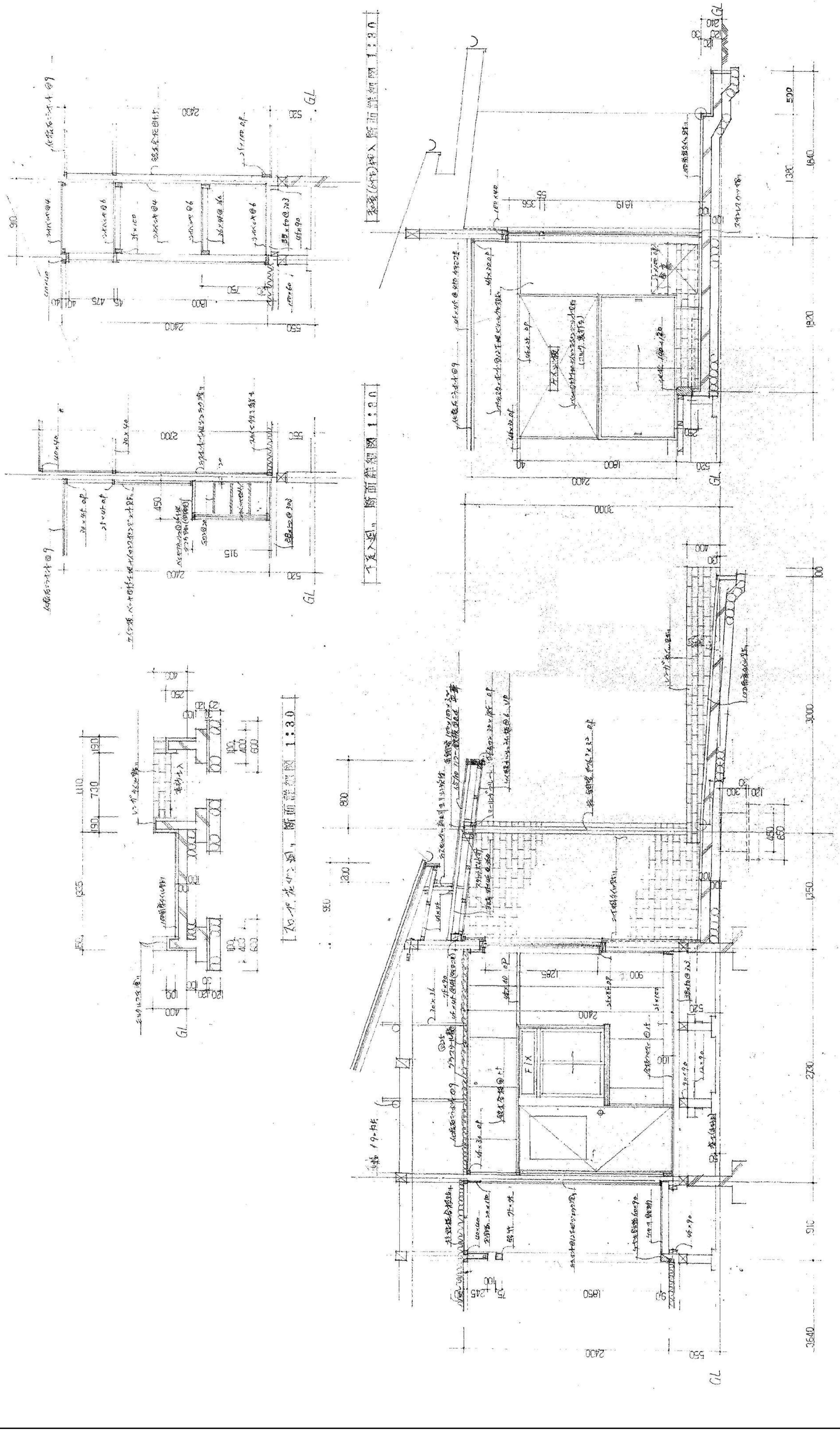

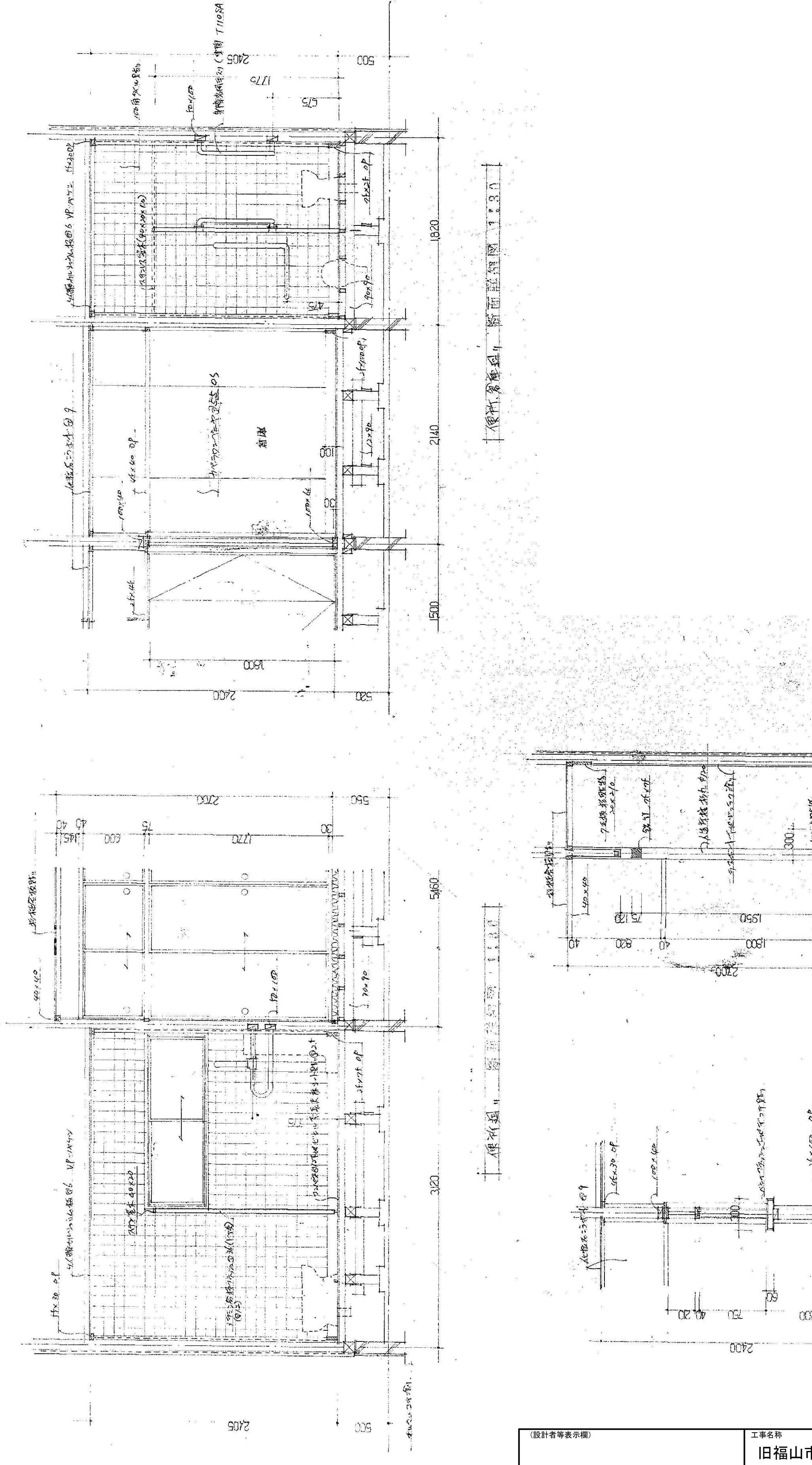

(設計者等表示欄)

工事名称
旧福山市駅家ふれあいプラザ解体工事

図面名称
参考図（9）

尺度
図示のとおり

２０２６年 １０月

縮尺率
A1=100%
A2= 71%
A3= 50%

図面No
13
26

福山市建設局建築部営繕課